

ISSN 2750-1824

四国学院大学

# 論集

168 号

---

## 講演録

《メサイア》の魅力

—歌詞が伝える教義、感動、慰め—

ルース・スミス

翻訳 赤井勝哉 【1】

## 論文

社会福祉事業法の制定過程における社会福祉協議会の位置付け

石井洗二 【28】

## 研究ノート

教員志望学生に内在する隠れたカリキュラム

—教職課程で求められるアンラーン—

森川由美 【61】

---

2025年10月

四国学院大学文化学会

香川県善通寺市

ISSN 2759-1824

SHIKOKU GAKUIN UNIVERSITY

# TREATISES

No.168

---

## Lecture

**The Appeal of Handel's *Messiah***

SMITH, Ruth

Translation    AKAI, Katsuya    【1】

## Article

**The Position of Social Welfare Councils in the Process of Enacting the  
Social Welfare Wark Act**

ISHII, Senji    【28】

## Note

**The Hidden Curriculum Pre-existing in Aspiring Teachers:**

**The Necessity of Unlearning in Teacher Education**

MORIKAWA, Yumi    【61】

---

October, 2025

The Literary Society of Shikoku Gakuin University

Zentsuji, Kagawa, Japan

## 《メサイア》の魅力

——歌詞が伝える教義、感動、慰め——

### The Appeal of Handel's *Messiah*

ルース・スミス Ruth Smith

専門領域：ヘンデル研究

【翻訳】赤井勝哉 P. K. Akai

専門領域：英米文学

#### はじめに

〔《メサイア》第2曲“Comfort ye”の冒頭が流れる。<sup>(1)</sup>〕

皆さま、こんにちは。《メサイア》の魅力についてのお話を始めるに際して、まず、最初の歌である“Comfort ye”（「慰めよ、我が民を」）を聴いていただいた次第です。この「慰め」というテーマについては、後半に論じるつもりです。

遙か遠くイギリスのケンブリッジから飛んでまいりまして、本日、ここに立って皆さまにお話しできますことは、大変に光栄なことで喜んでいきます。ご来場の皆さまに心より御礼申し上げます。また、この機会をお与えくださった四国学院大学の関係各位に深く感謝いたします。お招きいただき本当にありがとうございました。

これから約1時間半、どうか宜しくお願い致します。

《メサイア》の魅力とは何か、また《メサイア》はいかにしてその魅力を持つに至ったのかを探究するには、そもそも何故その魅力を持った作品が存在するのかということを考えてみるのが有益かもしれません。何故、どういう過程で、《メサイア》は誕生したのか。今日の私のお話は、そのあたりから始めたいと思います。

#### 誰が《メサイア》の作者か？

驚かれるかもしれませんが、ヘンデル（George Frideric Handel, 1685-1759）の《メサ

イア》は、ヘンデル本人の考えで作られたものではありません。彼の友人であり支援者<sup>ベトロン</sup>であったチャールズ・ジェネズ（Charles Jennens, 1699/1700 - 1773）の発案によって生み出されたものです。

ジェネズは、家業の鉄鉱業で財を成した裕福な地主階級に生まれました。大変に教養があり、学識に溢れた人でした。ヘンデルの音楽の熱狂的なファンで、ヘンデルの作曲用に英語の台本を提供し、応援しました。ヘンデルの台本作家のなかでは最も優れています。

《メサイア》と名付けたのはジェネズです。これ以前にも、二人は協力して既に3つの作品を作っていました。《メサイア》台本は、ジェネズが英語版聖書から精選した言葉で成り立っており、これらの聖句が、イエス・キリストへの信仰を通した人類の救いに関する一続きの流れを紡ぎ出しました。

ところが、1739年12月、ジェネズがこの台本をヘンデルに提示した際、ヘンデルはそのとき彼の念頭にあった観客の好みには合わないと判断しました。「もっと陽気な感じの曲で<sup>ロンドン</sup>街を満足させる」つもりである、とヘンデルはジェネズに告げました。つまり、ロンドンの聴衆に、もう少し明るい調子の、これほど深刻ではない曲を提供しようと思う、というわけです。そしてその後1741年の夏に至るまで1年余りにわたって、《メサイア》台本を放置してしまいました。

しかしジェネズは、ヘンデルがメシアを主題とした作品に全く馴染みがなかったわけではないことを知っていました。ヘンデルは過去に、イエス・キリストによる救いに関わる2つの曲を作っていたのです。

ヘンデルは若い頃、イタリアにおいて、イタリア語を歌詞としたオラトリオ《復活》（*La Resurrezione*, 1708年初演）を、カトリック教徒の聴衆のために作曲していました。また、イギリスに落ち着いてからも、母国ドイツにおける輝かしい名声を保持することを望んで、ドイツのルーテル派プロテスタントの観客向けに、ドイツ語を歌詞とした《ブロッケス受難曲》（*Brockes Passion*, 1719年初演）を作っていました。両作品は、それぞれイタリアとドイツの観客には好評でしたが、イギリスでは上演することができませんでした。その言語およびキリスト教観が、イギリスの聴衆には全く馴染めないものだったからでしょう。

ジェネズはここに、埋めるべき溝を見出しました。このキリスト教の二大勢力に対して、キリストを通しての救いの確信を歌う作品が既にヘンデルによって提供された今、足りなかったのは、イギリスの聴衆のための、英語によって信仰を表明する作品だったのです。イギリスの、プロテスタントの、イングランド教会の様式ならびに信仰に即した、ヘンデルによる作品が求められたわけです。

ジェネズの台本への曲付けにヘンデルが慎重だったのは、彼がそれまでに曲を付けてきたどのような歌詞とも異なっていたからかもしれません。かつて英国において、そのような作品が聞かれたことはなく、英国の聴衆の趣味はかなり保守的だったのです。

何故ジェネズは、そのような作品が望ましい、あるいは必要であるとさえ考えたのでしょうか。それは彼のキリスト教への熱意と、彼のヘンデル音楽への傾倒が一致・適合した

からでした。ジェネズは熱心なイングランド教会信徒でした。そして、当時の他の真面目なイギリスのキリスト教徒たち同様、宗教的な懐疑論、合理的な自由主義思想の流行を深く憂慮していました。そのような思想の結果として、存在の根底に関わる不安が社会に広がっていたからです。この懐疑論にはいくつもの側面がありますが、それらのどれに対しても《メサイア》の歌詞および音楽は対応・応答しています。

今でこそ《メサイア》は、普遍的かつ永続的と思える魅力を持った作品となっていますが、作られた当時は、極めて時局に即した作品だったのです。

## 守勢に立つキリスト教信仰

当時、それ以前の1千年間の状況と同じく、ほとんどのイギリス人は、聖書が示すキリスト教の教えを信じていました。イギリスには公的な体制教会である、いわゆるイングランド国教会が存在していました。そして、このイングランド教会の信徒だけが、社会の十全たる構成員としての権利を有していました。イングランド教会のキリスト教は完全に人々の生活に浸透していました。一家に1冊しか本がなかったとしたら、それは聖書でした。

教会に通うこと、特に小さな町や村において教会に通うことは、1週間の中で最大の社交行事でした。礼拝での説教は情報を伝達するための主要な公共の手段でした。

死後には永遠の命が続くという信仰がありました。人が死んだら、裁かれる。審きの結果は天国行きかもしれないけれど、地獄堕ちかもしれない。心の平静をもって死と向き合えるのは、神聖かつ「人格的な」<sup>あがな</sup>贖い主による救いが約束されているからこそでした。そして救済は、今でもそうですが、キリスト教によって約束されていました。もちろん、「死んだら私はどうなるのだろう」というのは、世界中の人々の関心事です。キリスト教徒にとって、その答えと確信は、今日と同様、聖書の中にありました。

しかし18世紀初頭のイングランドにおいては、キリスト教は守勢に立たされていました。人々は信仰の基盤として、現世における行動の指針として、また来世における救いの確信を与えてくれるものとして、聖書を信じていました。しかし、このことに対して、3つの方向から攻撃を受けていたのです。

まず、この頃のヨーロッパは科学革命の時代でした。ヘンデルより40年ほど前に生まれたアイザック・ニュートン (Issac Newton, 1642-1727) は、宇宙の創造者を新たに定義して、遠く離れたところにいる超越的な存在で、数理学的法則によって支配する、宇宙の時計職人、というふうに呼んでいました。そのような神が、単なるちっぽけな個人にすぎない私たちの行く末に関心を寄せてくれるというようなことがあるだろうか、という疑問が生じました。

2番目に、当時のヨーロッパはまた、啓蒙された道徳の時代でもありました。共感、感受性、寛容性、博愛的な人々の交わり、といったものが重んじられるようになっていました。旧約聖書において、聖なる父なる神は、例えば、自らが選んだ民ユダヤ人たちに対し

て、平穩に暮らしている国を侵略し、そこに住む人々を大虐殺せよと命じたりしていますが、そのような神が一体、如何なる道徳的行動の規範となるのか。新約聖書にしても、旧約聖書を基盤としているのであり、イエスはユダヤ人なわけです。

そして3番目の攻撃。本当に聖書は神の言葉なのか、という疑問です。聖書学の研究成果が、結局のところ聖書は首尾一貫した文書ではなく、実際には内容的な矛盾に満ちていることを証明しつつありました。明らかに聖書は、様々に異なった時代に、多くの人間の手によって書かれたものである。それゆえに聖書には神聖なる権威などない。それならば何故に聖書に教えや確証を求めたりするのか。——というわけです。

根本的信条に対するこれらの異議申し立てによってイギリスにおいて引き起こされた議論は、大きく膨れ上がりました。この問題は、専門的な冊子や学術的な書物の中だけではなく、一般向けの大衆雑誌や教会の説教壇においても論じられたのです。例えば、1728年の『マンスリー・クロニカル』(*Monthly Chronicle*)という雑誌には、過去7カ月の間に出版された19冊の本の一覧が掲げられているのですが、それらはどれも、発行されて間もないたった1冊の懐疑論の小冊子を論じた本だった、という具合です。

## 懐疑論への応答

英国では、宗教的信仰が未だかつてないほどに揺らいでいました。キリスト教の擁護論は、ヘンデルの《メサイア》が誕生しつつあった数年間において、刊行されたあらゆる出版物の中で最も大きな割合を占めるものでした。ジェネズは聖書批評を学問的に読んだ人ですが、彼の膨大な蔵書の中でも、最近・最新の神学書は特に充実していました。ですから《メサイア》の歌詞にジェネズが用いた聖句が、キリストの本質や使命を論じた何十冊という当時の刊行物の中で、キリスト教を攻撃するためであれ、擁護するためであれ、主張の論拠として使われていた聖句であったのは、不思議なことではありません。

救世主メシアが予告・預言されているのは、イエスの時代よりも遥か前に記されたユダヤ人の聖書、すなわち旧約聖書の中においてです。

ユダヤ教徒にとって、人類の救い主メシアは、今でも「来るべき方」なのであって、まだ到来していません。一方キリスト教徒にとって、メシアは既に来ている方であり、それはイエスなのでした。そしてそのイエスが物語られるのは、新約聖書においてです。ここでは、イエス自らがメシアに関する旧約の聖書の預言に言及し、それが自分のことを言っていると告げており、弟子たちも同じ主張をしています。例えばマタイによる福音書26章56節、「このすべてのことが起こったのは、預言者たちの書いたことが実現するためである」という具合です。

このように、イエスがメシアであると信じるために旧約聖書の預言が重要であったことが、ジェネズおよびヘンデルによるオラトリオ《メサイア》の歌詞に、旧約聖書からかくも多くの引用句が用いられていること、メシアを予言する聖句で歌詞が成り立っていることの、理由の一部となっています。

論争のどちら側の陣営においても、預言の成就こそがメシアに関する最も重要な「証拠」であると受け止められていました。ニュートンの教え子であり友人であった牧師のサイクス (Arthur Ashley Skyes, 1684-1756) は、その著書『キリスト教の真実』(*Essay upon the Truth of the Christian Religion*, 1725) の冒頭で、「キリスト教はナザレのイエスにその起源を持ち、明白に旧約聖書にその基盤を置くものであるから、その真実性を吟味するには、予め語られたことと、その結果、それに続く出来事とを比べてみることに、妥当な方法はありません」と述べています。これこそがまさに、ジェネズとヘンデルによるオラトリオ《メサイア》が行なっていることです。

## 《メサイア》の独自性

《メサイア》はまず、旧約聖書のメシア預言で幕を開けます。そして次に、イエスの誕生が天使によって告げられるのを羊飼いたちが聞くという新約聖書の聖句へと続きます。

キリスト教信仰を擁護し、懐疑論者たちに対抗したほかの人々と同じく、ジェネズは、聖書は筋の通った一貫性のある文書であり、その故に信じるに値するものであるということを示しています。

ジェネズは当時の慣れ親しまれていたあらゆる資料を用いてキリスト教信仰の本質を擁護していますが、これは驚くべきことではありません。彼はキリスト教徒の観客に向けて語りかけています。《メサイア》の歌詞は、今日の聴衆にとって、特にクリスチャンではない聴衆にとっては、一度聞いただけで理解するのはかなり難しいものです。《メサイア》は物語ではありません。私たちはキリストの生涯について、その最後の日々の出来事についてさえも、「語られる」わけではないのです（そういう意味では、バッハの受難曲の物語とは全く質を異にします）。

また《メサイア》は、普通の意味における「劇」ではありません。名前を持った登場人物は出てきませんし、台詞の割り当て也没有ありません。例えば、第3部の冒頭の歌詞を見てみましょう。ここでは、誰が話しているのか示されていないだけでなく、誰に向かって話されているのかも不明瞭です。このように、私たちに向かって話されているように聞こえる箇所もあれば、そうでない場合もある。私たちが時間軸上のどこにいるのか、にわかには分かりません。私たちが未来、過去、現在を行ったり来たりするような聖句の選ばれ方がなされているからです。ですから私たちは嫌でも注意を凝らして聴くことになるわけです。これはジェネズの目論見の一部だったはずで

しかし、この歌詞をこの上もなく力強いキリスト教擁護の文書とし、なおかつ親しみやすく近づきやすい傑作にしているのは、《メサイア》の魅力を織り成す<sup>よりいと</sup>燃糸のうちの以下の4本です。

## 歌詞の魅力

まず1本目の燃糸です。

この作品は、その全体が、救われるためには何を信じるべきかを力強く思い起こさせるものとなっています。このことはジェネズが標的としていた聴衆——信仰から遠ざかっている人々、信仰を失いつつある人々——にとって、少しも馴染みの薄いものではありませんでした。

《メサイア》は「使徒信条（使徒信経）」に凝縮された信仰体系に基づいたものとなっています。イングランドの教会の日々の礼拝において、出席者全員が唱える定型文です。キリスト教の基本的な教義の精髓が記されています。これが《メサイア》にその基盤、展開、理論を提供しているのです。ジェネズは台本の全体的構図<sup>デザイン</sup>を構築するのに、この使徒信経にはほんの少し付け加えているだけです。その構図とは、救世主の預言と啓示から始まり、その受肉、降誕、奇蹟に満ちた宣教・伝道、受難、死、復活、昇天、福音の広がり、再臨、最後の審判、そして我々の救いへと至る構図です。

しかし、教義を力説して叩き込もうとするような趣きはありません。《メサイア》の歌詞は、信条をはっきりとは述べていません。ジェネズは暗示、仄めかしを通して伝えています。彼の台本の中の暗示的な歌詞は、旧約聖書から拾い集められたもので、特にキリストの受難の場面は、新約聖書の福音書の記述ではなく、激しく心を揺さぶるような旧約聖書の文言を用いています。ジェネズは賢明にも、キリスト教信仰の難解な部分は避けています。例えば、原罪についてはほんの軽く触れているだけですし、複雑で議論の多い三位一体の教義も、あからさまには扱っていません。《メサイア》において教義は、躍起になって力説されるのではなく、我々の命と魂とを支える当たり前の基盤として扱われています。

続いて2本目の撚糸です。

歌詞は別の意味においても、ヘンデルの聴衆にとってホッとするような親しみ深い文言でした。ジェネズが選び、ヘンデルが曲を付けた聖句は、今でもそうであるように、イングランド教会系（聖公会系）の教会において、教会暦に基づく主要な祝祭日——例えばクリスマス前の数週間である降誕節や、クリスマス・イブ、クリスマス、聖金曜日、イースターなど——の礼拝で朗読される聖書の言葉だったのです。また、第3部の歌詞のほとんどは、『祈祷書』の葬送式の式文から引用されていますが、これらはヘンデルの時代では知らぬ者がいないほどに馴染み深い聖句でした。聴衆はこれらの聖句を子供の頃から知っていて、懐かしさを感じたはずです。

次に3本目の撚糸です。

キリスト教信仰を擁護しようとする出版物のほとんどは、キリスト教を証明しようとして、知的で合理的な議論を展開しました。ジェネズによる歌詞の編集は、これとは全く異なる類の訴えかけでした。キリストを通しての救いは、説明や証明などできない、あるいはその必要がない「ミステリー」（神秘、奥義）である、ただ感謝をもって受け入れるべきものである、と認識するように私たちは求められるのです。第3部第2場においてバスの独唱者は、最後の審判のラッパが響くのと同時に死者たちが、生きていた時と同じよう



に十全なかたちで、墓から甦ると宣言するのですが、その直前に次のように歌っています——「見よ、あなたがたに奥義を告げよう」。

〔第 47 曲 “Behold, I tell you a Mystery” の冒頭が流れる。<sup>(2)</sup>〕

ヘンデルの音楽が持つ、感情に訴えかける力を熟知していたジェネズは、直感的に正しく次のことを理解していました——説得力をもってキリスト教の真理を伝えるには、あらゆる論文や小冊子、礼拝の説教などが試みた方法、すなわち生真面目に、知的に、理詰めで擁護論を展開するという方法を用いるよりも、ヘンデルの音楽に乗せて伝えるほうが、はるかに有効である、と。

そして 4 本目の撚糸です。

ジェネズは大半の歌詞を聖書の旧約の部分から選んだわけですが、旧約聖書というのは、新約よりも一段と豊富に、物事の状態を表わす表象、理解しやすいイメージに満ちています。例えば「闇」、「光」、「火」、「真っすぐに大きな道」、「羊飼いに面倒を見られる羊たち」、「逃げ去って行く羊たち」、「陶工が作った器が粉々に砕かれてしまう様子」等々のイメージですが、これらは全て、ヘンデルにとって願ってもない贈り物のような素材でした。言葉や思い・考えを音楽でもって表現するヘンデルの才能は比類なきもので、その才能を発揮するのに打ってつけだったからです。

というわけで、ここで私たちは、今日のほとんどの《メサイア》ファンにとっての、この作品の最大の魅力に目を向けることになります。ヘンデルの音楽です。

## 音楽が歌詞を活かす

ジェネズは、聖書の言葉が持つ躍動的な活力にヘンデルが呼応してくれることを期待したわけですが、これは大正解でした。ヘンデルはその生涯にわたって、人間の感情の動きを描写する能力、人間の感情を掻き立てる能力に秀でていることで有名でした。《メサイア》におけるヘンデルの音楽も、多岐にわたる人間の感情や物事の状態を遺憾なく描写しています——興奮、喜び、哀愁、嘆き、威厳、荘厳さ、優しさ、敵意、願望、確信、無限の可能性、等々です。

そして、どうやら、観客のほとんどにとって《メサイア》の音楽は、歌詞が表明する信仰を共有する、しないにかかわらず、強力に特別な感情を喚起するようです。《メサイア》を演奏する人、聴く人の多くも、自分の宗教が何であれ、その音楽が提供する希望のメッセージに説き伏せられ、その一瞬において、信じてしまうのではないのでしょうか。音楽が私たちに信じさせるのです。

音楽が私たちに信じさせるのは、ヘンデルが音楽的修辞法の達人だったからです。<sup>レトリック</sup>修辞法というのは、説得する力、そのための技術のことです。ヘンデルの時代、修辞法は作曲や演奏のための中心的な訓練の 1 つであり、それは劇作、演技、舞踏、政治、法律、はたまた学問の分野においても同様でした。西洋クラシック音楽にとって修辞法は、あらゆる点において、基本中の基本なのです。

《メサイア》の中に見られる、数点にだけ絞ってお話します。ハーモニー、そして多くの場合メロディーは、期待が高まり、そしてその期待が満たされる、あるいは期待以上の結果がもたらされる、という連続した流れの展開となっています。リズムには明確なものがあり、しばしば舞踏の拍子に則っています。各楽曲は決然とした結論に向かって進みます。1つの楽曲セクションの中において、あるいは楽曲と楽曲との間において、強烈な多様性、あるいは不一致までもが存在します。しかも、これらが全て、極めて簡潔に行われていて、私たちには退屈している暇がありません。このような音楽様式の基礎的な要素に不慣れた聴衆をも、卓越した技巧でヘンデルが駆使する音楽的修辞法は、引き付けて釘付けにする力を持っているようです。

ヘンデルの高い音楽的修辞能力を示す《メサイア》の中の私のお気に入りの例を1つ示します。それは第46曲の合唱の歌詞の扱い方です。この歌詞は、コリントの信徒への手紙一15章21～22節からの言葉です。

この偉大な逆説は、《メサイア》第3部の中に現れます。第3部は私たちが死後の命について思いを巡らせるところであり、私に言わせれば《メサイア》の神学的本質の部分です。この部分の歌詞は、キリスト以前の古いあり方と、キリストによって私たちに与えられた新しいあり方とを、対比して示しています。最初の人間アダムは、神に背き、人間界に苦しみと死とをもたらした。しかし、神の子である1人の人間、すなわちイエス・キリストの執り成しのお蔭で、もはや死は存在の終わりではなくなり、私たち「全ての人間が生かされることになる」、と言うのです。

歌詞は左右対称的に均整の取れたものとなっており、ヘンデルの曲付けもそれに従って、キリストより前の暗黒の時代と、キリストが我々全てにもたらす救済の光の眩さとの、見事な対比コントラストを示してくれます。

ここでヘンデルが用いている音楽的修辞の技巧を、ほんのいくつかだけ簡単にご紹介します。

前半、古い時代の部分は、長い音符が用いられ、ゆっくりと流れ、ほとんど生気を感じさせません。その和声は不協和音で半音階的であって、哀愁に満ちた短調が使われています。合唱はオーケストラの伴奏を伴わずに歌われます。オーケストラの助けがないことによって、リンボと呼ばれる地獄の辺土にいる人間たちを連想させます。

それに対して後半ではオーケストラの十全な支えを得ており、生き生きとした (alive) 感じを与えています。素早い、弾むような、短い音符が使われ、協和音のハーモニーで、明るく陽気な長調です。そしてヘンデルは、ジェネンズの主要なメッセージ、救いは我々全てに提示されているというメッセージを取り上げ、最後の最後で、歌詞の重要部分を shall all, shall all be made alive と反復することによって強調しています。

〔第46曲 “Since by Man” が流れる。<sup>③</sup>〕

ほかのどこにおいてもそうなのですが、ここにおけるヘンデルの作曲作法は、対比や、対照的な雰囲気雰囲気の結合によって曲を展開してゆくというものです。ジェネンズはヘンデル

のこの手法を熟知していました。ジェネズはそれに沿うように、つまり例えば光と闇というようなイメージの対比、たった今お聞きいただいたような雰囲気の対比、また規模の大小の対比を盛り込んで台本を編纂しました。例えば第2部の最終曲において我々は、全宇宙におけるキリスト教の大勝利を予言するハレルヤ・コーラスの、途轍もない広大さに接するわけですが、そうかと思うとその直後、第3部冒頭の第45曲「私は知っている——私の贖い主は生きておられる」では、その広大な宇宙の中のたった1人の人間へと、眺めが小さく収縮します。

## 意味とメッセージ

ヘンデルはジェネズの意図を十分に理解していました。彼も同じくキリスト教信仰を持っていたからです。

お気づきになるかと思いますが、多くの場合、ヘンデルは各楽曲を始めるに当たって、まず歌詞の言葉を、そのメッセージを、完全に明確に示します。合唱はソプラノ、アルト、テノール、バスのパートに分かれて歌うのではなく、全員がユニゾンで歌い、オーケストラは合唱と同じ音符を同じリズムで演奏します。ジェネズは海外福音伝道会（SPG）という、キリスト教布教のための団体の支援者でした。福音の広がり之歌った第37曲「主が御言葉をお与えになった」の歌詞にヘンデルが明快な曲付けを行なったことを、きっと評価していたことでしょう。まず、神の御言葉が、オーケストラの伴奏なしで、絶対的な明確さをもって歌われます。そしてそのあとで、全世界に神の言葉を広げてゆく無数の「伝道者たちの群れ」が描き出されるのです。

〔第37曲 “The Lord gave the Word” の冒頭が流れる。〕

しかし実を言うと、ジェネズは、自分が編纂した歌詞へのヘンデルの曲の付け方に、完全には満足していませんでした。ジェネズは自分が所有する《メサイア》の楽譜において、ヘンデルの曲付けを修正しているのですが、多くの場合それは、ヘンデルが同じ語を繰り返している箇所です。しかしそうする過程においてヘンデルは、微妙に異なる音楽的な強調を加えながら、様々な方法で語を繰り返すことにより、新しい意味を持たせているのです。その例は、第45曲のアリアの中で聞くことができます。間違いなくヘンデルが狙っている効果は、私たちの注意を驚掴みにし、考えさせることです。そうすることでヘンデルは、《メサイア》の中のいかなるメッセージをも、ありきたりで安直なものに聞こえないようにしているのです。

聴く者の注意を驚掴みにして、自分は今いったい何を語りかけられているのかを考えさせる——その極めて大胆な例は、この作品の最初の歌詞の部分において見られます。一瞬、文法的におかしいのではないかと思ってしまうような曲付けがなされているのです。テノールのソリストは **Comfort ye** と歌い、そして、そこで止まります。オーケストラはそれを追認するかのように、そのフレーズを音楽によって繰り返します。**Comfort ye**（慰めよ、お前たちよ）だけでは良くない英語です。**Be comforted**（慰められよ）なら分かります。

ところがテノールのソリストは続けて、**Comfort ye my People** と歌います。まるで「私の民であるお前たち」に向かって慰めを得よと命じているかのように聞こえますが、これもまた奇妙な英語です。

そのあと、音楽的には微妙な変化が付けられますが、このフレーズはそのまま繰り返されます。そして第 12 小節まで来て、ようやく、この文の全体構造が示されます。『お前たちよ、慰めなさい、私の民を』と、あなた方の神は言われる」という意味が明らかになるのです。

〔第 2 曲 “Comfort ye” の冒頭が流れる。〕

しかし、それが分かっても、この文は難解です。神が言うわけですから——行って、私の民を慰めなさい、と。しかし、いったい誰に向かって神は話しかけているのか。

その答えは、ヘンデルの観客たちは分かっていたでしょう。歌詞となっているこの聖句を、定期的に教会で聞いていたからです。この言葉は全能の慈しみ深い神が、預言者イザヤに向かって、神の民に伝えよと命じたもののなのです——「エルサレム（つまりユダヤ人たち）に向かって、心優しく語りかけ、その苦しみの時は終了し、その罪は赦されたと呼び告げよ」と。すなわちこれは、旧約聖書の文脈においては、異教徒の国々によるイスラエル民族への迫害・蹂躪の時を、神は民の罪のゆえに長引かせていたが、その時も終わりを告げる、何故ならば今や神は民の罪を赦したからである、ということです。イスラエル民族の罪・咎<sup>とが</sup>が赦免されるというわけです。

新約聖書の 4 人の福音書記者たちの全員が、このイザヤ書の聖句を引用して、慰めを約束する声を発している者を、新約聖書においてキリストを予言した人、洗礼者ヨハネであると見做しています。キリスト教徒ならば、民衆の咎（**iniquity**）とは持って生まれた罪深さ、いわゆる「原罪」のことを指していると捉えたでしょう。しかし、同時にこの歌詞は、ヘンデルの聴衆にとっては、自分たちがこれまでの人生において犯してきた過ち、不完全な行いの全てが必ずしも死後に責め立てられるわけではないのだ、とも理解しうるものだったはずです。

作品冒頭の最初の言葉の意味をめぐって私たちにもどかしい思いをさせ、**comfort** という語を 4 回も繰り返すことによって、ヘンデルは、メシアが与えてくれる安らぎを受け入れるようにと誘います。皆さんは気づかれるでしょう——ヘンデルが音楽的手法を駆使して、いかに見事に言葉の意味を強調し、いかに的確に私たちの注意を言葉に向けさせているか、ということに。

その「声」は、私たちを驚かせます。オーケストラによる導入のフレーズが終わる前に歌い始めるからです。この言葉を伝えたいという預言者の思いがあまりにも熱く、その確信があまりにも強いため、オーケストラの導入フレーズが終わるまで待てないのです。そして彼が、慰めを確約してくれているのが誰なのかを告げると、すなわち「あなた方の神が言われる」と、この慰めの約束が神による権威に裏付けられたものであることを告げると、オーケストラはテノール・ソリストが **saith your God** と歌うのを **Comfort ye** のフレ

ーズで下支えして、神のメッセージが何であるかを、そしてそのメッセージが神からのものであることを、私たちに思い出させるのです。もう一度、耳を傾けてみましょう。

〔第2曲“Comfort ye”が長めに流れる。〕

さて、「慰め」についていろいろと考えを巡らせてきましたが、以上を踏まえて、次のように最後のまとめをさせていただきます。

## 慰め

《メサイア》の音楽は途轍もなく多様ではありますが、ある1つのメッセージが作品全体を貫いています。それは、喜ばしく、前向きで、希望に満ちたメッセージです。私たちの誰もが必要としている、平和と救いのメッセージです。《メサイア》を聞き終わる頃には、なぜ私たちは希望に満ち、慰められた気持ちになるのかを、私たちは理解します。それは、私たちの欠点という重荷をキリストが私たちの代わりに荷ってくれたことが思い起されるからであり、第2部の一連の受難の場面で私たちがキリストの痛みを分かち合うからです。しかし、「希望」は最初の最初から確約されています。第1部の合唱曲は、どれも喜びに満ちたものになっているではありませんか。

さらに言いますと、《メサイア》のメッセージは万人に向けられています。歌詞は告げます——**Gentiles**、すなわちクリスチャンに生まれた者ではない異邦人にさえ光が射す、そして **all flesh** つまり生きとし生ける全ての者が、人類が、共にその光を仰ぎ見る、と。どのような時代の宗教的作品であったとしても、ましてやキリスト教が分断と対立を深めていた時代に作られた宗教的作品としてはなおのこと、《メサイア》のこの主張は並外れて寛容なものです。

《メサイア》は不安を和らげてくれます。各部は、どれも安心を与える言葉で始まります。第1部は「我が民を慰めよ」でしたし、第2部は「世界の、全世界の、罪を取り除く、神の子羊を見よ」です。そして第3部は「私の贖い主が生きていることを私は知っている」という具合です。

実はジェネズ自身がこの「安心」を切実に必要としていました。ジェネズが28歳のとき、将来を嘱望されていた弟のロバートが、自ら命を絶ちました。これは残酷な皮肉ですが、ロバートは宗教的懐疑主義に染まったことを悔いて自らを死に追い込んだようです。キリスト教の信じるところによれば、自殺は赦されざる罪でした（今でもそう考える人はいます）。ですからロバートには死後の救いがありません。地獄堕ちです。ジェネズは、弟の地獄堕ちという恐怖と葛藤しなけりゃならなかったのです。しかし、《メサイア》の歌詞と音楽は、すべての者は救われると言ってくれるのです。

《メサイア》はまた、より現世的な安心をも提供しています。繰り返されたあの **comfort** という言葉と同様、それは作品冒頭の歌詞の中に見られます——**Warfare is accomplished**、「戦争は終わった」と。ヘンデルが《メサイア》を作曲した頃、英国は約10年続く苦しい戦乱の中にあったわけですが、《メサイア》は絶えず平和を約束しているので

す。幼子イエスは「平和の君」なのであり、その誕生は地に平和をもたらすものなのであり、キリストは異教徒たちに平和を告げる方なのであり、キリストの説く福音は平和の福音なのです。この平和の約束は《メサイア》が持つ普遍的な魅力の 1 つです。残念ながら、この約束は、その実現が今後も切望され続けるもののようですが…。

## 結び

世界中いたるところで《メサイア》が魅力に満ちた作品であると受け止められ続けていることは明らかです。最後に 1 つだけその例をご紹介します。

インターネット上で《メサイア》最新版を見つけました。*Electric Messiah* と銘打たれた、電気・電子楽器やシンセサイザー用に大きく編曲されたものでしたが、歌詞はオリジナルのままでした。興味深かったのは、冒頭の **Comfort ye** の扱い方でした。オリジナル版では 1 人のソリストが歌うこの箇所を、4 人が 1 人ずつ順番に歌い、次に 4 人全員が一緒に歌うのです。いくつかの言語が混じっていることにも気づきました。この最初の約束の部分が 6 分半も続きました。オリジナルよりも 4 分ほども長いのです。何度も繰り返される **Comfort ye, comfort ye, my People, saith your God** から、いかにこの演奏グループが《メサイア》の持つ魅力に惹きつけられているかを感じた次第です。

本日、このあとチャペルで開催される演奏会でも《メサイア》の魅力が皆さまに豊かに伝わりますことを願っています。ご清聴ありがとうございました。

## 質疑応答

**Q:** 今日のお話に関連して 2 つ質問させてください。《メサイア》は最初の早い段階から大ヒットして人気を博し、大傑作として定着したのでしょうか。また、《メサイア》は実際に宗教不信の流れを押し戻す役割を果たしたのでしょうか。

**A:** とても良いご質問、ありがとうございます。

最初から《メサイア》は人気曲として受容されたのか。答えはノーです。確かに 1741 年のアイルランドのダブリンでの初演は大好評でした。その理由の 1 つは、それが慈善事業として開催されたことだったかもしれません。ダブリンではチャリティのための芸術というものが盛んだったのです。翌年、ロンドンでの演奏は教会でもなく、コンサートホールでもなく、劇場で行われました。ヘンデルはオラトリオやオペラの演奏を劇場で行なってきたからです。このことに関して一部の人々から批判の声が上がりました。聖句で出来た歌詞を持つ曲を劇場などで演奏するとはけしからん、と。旧約の言葉だけなら問題なかったのです。しかし新約の聖句はより神聖なものと考えられていました。しかも歌詞にはキリストという語も出てきます。これはもう許容範囲を超えていたわけです。ロンドン公演は成功とは言えませんでした。

ところが初演から 8 年後、ロンドンの捨て子養育院のチャペル建設完成のための資金集めの一環として、ヘンデルは《メサイア》の慈善演奏会を行います。これは大ヒッ

トします。そこからようやく《メサイア》は大人気曲として定着したのです。

2 番目のご質問への答えはもう少し複雑なものになります。《メサイア》は懐疑論の勢いを食い止めたのか。実を言うと、懐疑論は《メサイア》が作られた頃がその絶頂期で、その後、徐々に下火になってきます。神学者たちがそれまでの神観とニュートンの神観とを何とか調和させようとしたこともあって、徐々にキリスト教は独自に持ち直したのです。

ただ、かなり時間が経過したあとのことになりますが、キリスト教の復興に《メサイア》が貢献した点があります。ヘンデルの頃、合唱曲はすべて教会等に所属の専門的な聖歌隊員が歌いました。一般のイギリス人のほとんどは、楽譜が読めませんでした。イギリスで大衆向けに音楽教育が始まったのは 1830 年代、ヘンデルの死後 70 年ほど経ってからですが、その頃にイギリス全土で地域社会の合唱団が爆発的に増えるのです。そして教会の指導者たちは、オラトリオ、特に《メサイア》を歌うように推奨しました。パブで酔っぱらって管を巻くより、よほど健全ですからね。講演の中でも言いましたように、《メサイア》は慰めや希望を与えてくれ、元気づけてくれます。あちこちで大規模な演奏会が開かれるようになります。様々な要素が絡まり合っていると思いますが、このような流れを考えると、《メサイア》が教会の復興に一役買ったとは言えます。

## 記者付言

本稿は 2024 年度四国学院大学文化学会講演会の講演録である。2024 年 12 月 7 日(土)、同日夕刻に清泉礼拝堂で行われた第 46 回メサイア演奏会に合わせての開催であった。会場は晴信館 625 教室。なお、副題の「歌詞が伝える教義・感動・慰め」は内容に合わせて主催者側で付加したものである

講師のルース・スミス博士は、英国を代表するヘンデル学者の 1 人で、半世紀以上にわたって活躍を続けている。優れた著作を発表し続けているが、なかでもその主著 *Handel's Oratorio and Eighteenth-Century Thought* (Cambridge UP, 1995) は母校ケンブリッジ大学から博士号を授与され、英国学士院からも賞を受けた大著で、ヘンデル研究史上の金字塔と称される。長年にわたって英国のヘンデル協会（ロンドン）の評議員・理事を務めるほか、近年はケンブリッジ・ヘンデル・オペラ・カンパニーの振興大使<sup>アンバサダー</sup>としても活躍。

研究会や講演会、演奏会のプレトーク等の講師としての活動にも驚くほど精力的で、今回の（初）来日でも、11 月 25 日～12 月 8 日の 2 週間の日本滞在中、合間に観光を満喫しつつ、東京（明治学院大学国際学部附属研究所「『世界音楽』と現在」・日本ヘンデル協会共催のミニ・シンポジウム、於明治学院大学白金キャンパス、11 月 27 日）と京都（日本音楽学会西日本支部第 62 回例会での講演、於同志社女子大学今出川キャンパス、11 月 30 日）において講師を務め、本学でのチャペルトーク（12 月 4 日）と本講演会とを終えて一旦帰国し、そのわずか数日後にイタリアへ飛んでヴェニスでも講演したほどである。

さて、この講演録を本誌に掲載するに際しては、実際の通訳稿に修正を施した。あらかじめ講師から送られてきた原稿の翻訳を用意したのだが、実際の講演にはあまり役に立たなかった。スミスは綿密に万全の準備をしておいて、現場に合わせて臨機応変に対応するタイプの講演者で、今回も直前の通訳者との打ち合わせにおいて相当の修正が加えられた。しかしそれ以上に、講演内容には多くの専門的用語が含まれているし、日本語は恐ろしく同音異義語が多い。そこで訳者は、翻訳稿を通訳用に、大胆に改稿した。ゆえに意識、敷衍訳、要約訳、補足訳、説明訳が入り混じった訳稿となった。今回の修正では、もっぱら、不明瞭な訳文を改め、あまりにも冗長な補足や説明、繰り返し、言い換えの類を削った。

なお、スミスは昔から「聴衆に親切的な」講演者で、PowerPoint 等が一般に普及する遙か以前から、スライド等を駆使していた。今回の講演会でも肖像画等、たくさんの画像が示されたが、どれも会場の聴衆のための参考程度のもので、なくても講演録の読者の理解には大きな支障を来すとは思われず、版權のことなどもあり、ここでは全て省略した。ただし、話の途中で挿入された CD からの《メサイア》の music samples については明記し、どの録音が使われたかを以下の訳注において示した。また、会場において配付した資料は付録としてほぼそのまま掲載する（若干の訂正あり）。

講演本編ののち来聴者の 1 人（中西ウェンディ本学名誉教授）との英語での質疑応答があり、それも記録用の録音データから再現し、要約訳を載せている。これはネルソン・ジョシュア宗教委員長による通訳を参考にさせていただいた（講演終了直後に脱力してしまった通訳者は戦闘不能状態であった）。救援多謝。

最後に、本誌への講演録の掲載を強く勧めてくださった文化学会の会沢勲会長に心よりお礼申し上げる。

## 訳注

- (1) テノール独唱 Alan Clayton、指揮 Stephen Cleobury、オーケストラ Academy of Ancient Music (2009 年 4 月収録)。以下、第 2 曲はこの音源による。なお、《メサイア》の楽曲の数は、ベーレンライター版の楽譜には拠らず（四国学院大学メサイア演奏会の歌詞対訳と同じく）ノヴェロ版の分け方に従っている。
- (2) バス独唱 Gerald Finlay、指揮 Nikolaus Harnoncourt、オーケストラ Arnold Schoenberg Chor (2004 年 12 月収録)。
- (3) 合唱 Dunedin Consort、指揮 John Butt、オーケストラ Dunedin Players (2006 年 5 月収録)。これ以降、合唱曲はこの録音が使われた。



## *Messiah synopsis* / 《メサイア》 概要

Divisions according to wordbook for first London performance, 1743

各部の下位区分(I)、(II)、(III)…は 1743 年のロンドン初演の歌詞冊子による

Part One: Prophecy of Messiah, and its fulfilment: メシアに関する預言と、その成就

- (I) Prophecy by John the Baptist of God's salvation of mankind  
神による人類救済に関する洗礼者ヨハネの預言
- (II) Prophecy of Messiah's coming and power メシアの到来と力に関する預言
- (III) Prophecy of Messiah's incarnation and revelation to mankind, fulfilled  
メシアの受肉と人類への啓示に関する預言が成就する
- (IV) Announcement of Messiah's nativity メシア降誕の告知
- (V) Messiah's healing ministry メシアによる癒しの業

Part Two: From Passion to triumph: 受難から勝利まで

- (I) Messiah's Passion up to and including Crucifixion メシアの受難、十字架上の死
- (II) Messiah's descent into hell and resurrection メシアの陰府<sup>よみ</sup>降りと復活
- (III) Messiah's Ascension メシアの昇天
- (IV) Messiah's glorification in heaven メシア、天上で栄光を受ける
- (VI) Whitsun (gift of tongues to apostles), preaching of the gospel to the world  
聖霊降臨(弟子たちへの異言の賜物)、全世界への福音宣教
- (VII) Unbelievers' rejection of Christianity 不信仰者たちによるキリスト教の拒絶
- (VIII) Destruction of Christ's enemies キリストに敵対する者たちの破滅
- (IX) Acclamation of Christ King as of the universe 宇宙の王たるキリストの賞揚

Part Three: Messiah's role in life after death: 死後の世界におけるメシアの役割

- (I) Faith in the Second Coming, in personal resurrection and in redemption  
キリスト再臨、個人の復活と救いへの確信
- (II) General resurrection (of all human beings) 人類全体の復活
- (III) Death and sin superseded; Messiah's intercession at the last judgement  
力を失う死と罪、最後の審判におけるメシアの執り成し
- (IV) Acclamation of Messiah (in heaven) (天上における) メシア賞揚

## 配付資料②

### **The Apostles' Creed** (from *Book of Common Prayer* 1662, Morning Prayer)

I believe in God the Father Almighty, Maker of heaven and earth:

And in Jesus Christ his only Son our Lord:

Who was conceived by the Holy Ghost, Born of the Virgin Mary:

Suffered under Pontius Pilate, Was crucified, dead, and buried:

He descended into hell;

The third day he rose again from the dead:

He ascended into heaven, And sitteth on the right hand of God the Father Almighty:

From thence he shall come to judge the quick and the dead.

I believe in the Holy Ghost; The holy Catholick Church; The Communion of Saints;

The Forgiveness of sins; The Resurrection of the body, And the Life everlasting.

Amen.

### **使徒信經（使徒信条）**（日本聖公会『祈祷書』より）

わたしは、天地の造り主、全能の父である神を信じます。

また、その独り子、主イエス・キリストを信じます。

主は聖霊によって宿り、おとめマリヤから生まれ、

ポンテオ・ピラトの元で苦しみを受け、十字架に就けられ、死んで葬られ、  
よみに<sup>くだ</sup>降り、

三日目に死人のうちからよみがえり、

天に昇られました。そして全能の父である神の右に座しておられます。

そこから主は生きている人と死んだ人<sup>さば</sup>とを審くために来られます。

また、聖霊を信じます。聖なる<sup>こうかい</sup>公会、聖徒の交わり、

罪<sup>ゆる</sup>の赦し、体のよみがえり、永遠の命を信じます

アーメン

# MESSIAH(メサイア)——歌詞対訳

対 訳：赤井勝哉

Charles Jennens (1700～1773 年) 編纂による《メサイア》英語台本の歌詞対訳。原文は全て聖書の言葉（主に『欽定訳聖書』 King James Version、部分的にイングランド教会『祈祷書』 Book of Common Prayer の聖句）によって構成されています。聖書の節番号は原文は『欽定訳』に、訳文は『新共同訳』に合わせたため、必ずしも一致していません。ローマ数字による場面区分はロンドン初演（1743 年）の際の歌詞冊子に拠ります。また、歌詞のパンクチュエーション（句読法）や、単語の綴り、語頭のアルファベットの大小などについては、原則として同歌詞冊子に準拠したため、現代英語の慣用とは異なる場合があります。

## MAJORA CANAMUS.

(Virgil, *Eclogue* IV)

And without Controversy, great is the Mystery of  
Godliness: God was manifested in the Flesh, justify'd by the  
Spirit, seen of Angels, preached among the Gentiles,  
believed on in the World, received up in Glory.

In whom are hid all the Treasures of Wisdom and  
Knowledge.

(1 Timothy 3:16; Colossians 2:3)

いざ我ら、大いなる出来事を歌わん！

(ウエルギリウス、『牧歌』第4歌)

確かに偉大なのは信心（の源泉であるところ）の奥義<sup>おうぎ</sup>である——「神は肉において現れ、霊によって義とされ、御使いたちに見られ、諸国民のあいだに伝えられ、世界中で信じられ、栄光のうちに上げられた」。

この方の内にこそ、知恵と知識の宝の一切が隠されている。

(テモテへの第1の手紙 3:16、コロサイの信徒への手紙 2:3)

## Part the First

## 第1部

### 1. SINFONY (OVERTURE)

### 1. シンフォニア（序 曲）

#### I

#### 第1場

### 2. ACCOMPAGNATO (Tenor)

### 2. 伴奏付叙唱（テノール）

Comfort ye, comfort ye my People, saith your God: speak ye  
comfortably to Jerusalem, and cry unto her, that her Warfare is  
accomplished, that her Iniquity is pardon'd. The Voice of him that  
crieth in the Wilderness, Prepare ye the Way of the Lord, make  
straight in the Desert a Highway for our God.

(Isaiah 40:1～3)

「慰めよ、わが民を慰めよ」、あなたがたの神は言われる。「心優しくエルサレムに語りかけ、呼びかけよ——お前の戦役の時<sup>くるしみ</sup>は終わり、罪は赦された、と」。荒野で呼ばれる者の声——「主の道を用意せよ。我々の神のために、砂漠に大路を真直ぐに備えよ。」

(イザヤ書 40:1～3)

### 3. ARIA (Tenor)

Every Valley shall be exalted, and every Mountain and Hill  
made low, the Crooked straight, and the rough Places plain.

(Isaiah 40 : 4)

### 4. CHORUS

And the Glory of the Lord shall be revealed, and all Flesh shall see  
it together; for the Mouth of the Lord hath spoken it.

(Isaiah 40 : 5)

### 3. 詠唱 (テノール)

諸々の谷は高く、諸々の山と丘は低く！ 凸凹のある場所は真直  
ぐに、険しい土地は平らかに！

(イザヤ書 40 : 4)

### 4. 合唱

すると主の栄光が<sup>あらわ</sup>顯れ、全てのものが共にこれを仰ぎ見る。主の口  
が語られたのである」。

(イザヤ書 40 : 5)

## II

### 5. ACCOMPAGNATO (Bass)

Thus saith the Lord of Hosts; Yet once a little while, and I will shake the  
Heavens and the Earth; the Sea, and the dry Land; And I will shake all  
Nations; and the Desire of all Nations shall come.

(Haggai 2 : 6~7)

The Lord whom ye seek shall suddenly come to his Temple, even the  
Messenger of the Covenant, whom ye delight in: Behold, He shall come,  
saith the Lord of Hosts.

(Malachi 3 : 1)

### 6. ARIA (Alto)

But who may abide the Day of his coming? And who shall stand  
when He appeareth? For He is like a Refiner's Fire:

(Malachi 3 : 2)

### 7. CHORUS

And He shall purify the Sons of Levi, that they may offer unto the Lord an  
Offering in Righteousness.

(Malachi 3 : 3)

## 第2場

### 5. 伴奏付叙唱 (バス)

万軍の主がこう言われる ——「しばらくしたら、私は今一度、天  
と地とを、海と乾いた土地とを、揺り動かす。諸国の民を揺り動か  
す。すると諸国が切望する宝が到来する。

(ハガイ書 2 : 6~7)

お前たちの待ち望む主は、突然にその神殿へやって来る。彼こそ  
まさにお前たちが喜びとする契約の使者。見よ、彼はやって来る」、  
と万軍の主が言われる。

(マラキ書 3 : 1)

### 6. 詠唱 (アルト)

しかし、主の到来の日を誰が耐えられようか。主が現れる時、誰  
が立っていられようか。主は精錬の火のような方なのである。

(マラキ書 3 : 2)

### 7. 合唱

主はレビの末裔<sup>まつえい</sup>たちを清め、彼らは義<sup>ただ</sup>しく主<sup>きき</sup>に献げものをするこ  
とができるようになる。

(マラキ書 3 : 3)

## III

### 8. RECIATATIVO (Alto)

Behold, a Virgin shall conceive, and bear a Son, and shall call his  
Name Emmanuel, GOD WITH US.

(Isaiah 7 : 14; Matthew 1 : 23)

### 8. 叙唱 (アルト)

見よ、処女<sup>おとめ</sup>がみごもって男の子を産み、その名をインマヌエルと  
呼ぶ。それは、＜神は我々と共に＞という意味である。

(イザヤ書 7 : 14／マタイによる福音書 1 : 23)

## 第3場

## 9. ARIA (Alto) & CHORUS

O thou that tellest good Tidings to Zion, get thee up into the high Mountain: O thou that tellest good Tidings to Jerusalem, lift up thy Voice with Strength; lift it up, be not afraid: Say unto the Cities of Judah, Behold your God.

(Isaiah 40 : 9)

Arise, shine, for thy Light is come, and the Glory of the Lord is risen upon thee.

(Isaiah 60 : 1)

## 10. ACCOMPAGNATO (Bass)

For behold, Darkness shall cover the Earth, and gross Darkness the People; but the Lord shall arise upon thee, and his Glory shall be seen upon thee. And the Gentiles shall come to thy Light, and Kings to the Brightness of thy Rising.

(Isaiah 60 : 2~3)

## 11. ARIA (Bass)

The People that walked in Darkness have seen a great Light; and they that dwell in the Land of the Shadow of Death, upon them hath the Light shined.

(Isaiah 9 : 2)

## 12. CHORUS

For unto us a Child is born, unto us a Son is given; and the Government shall be upon his Shoulder; and his Name shall be called Wonderful, Counsellor, The Mighty God, The Everlasting Father, The Prince of Peace.

(Isaiah 9 : 6)

## 13. PIFA (PASTORAL SYMPHONY)

# IV

## 14<sup>a</sup>. RECITATIVO (Soprano)

There were Shepherds abiding in the Field, keeping Watch over their Flock by Night.

(Luke 2 : 8)

## 9. 詠唱 (アルト) と合唱

ああ、よき音信<sup>おとずれ</sup>をシオンに告げる者よ、高い山に登れ。ああ、よき音信をエルサレムに告げる者よ、力強く声をあげよ。声をあげよ。恐れるな。ユダの町々に向かって言え —— 「お前たちの神を見よ。

(イザヤ書 40 : 9)

起き上がれ。光り輝け。お前の光が来た。お前の上に主の栄光が昇ったのである」。

(イザヤ書 60 : 1)

## 10. 伴奏付叙唱 (バス)

見よ、闇が地を覆い、大いなる暗黒が人々を覆う。しかし主がお前の上に昇り、主の栄光がお前に臨む。そして、諸国の民がお前の光に集まり、王たちがお前の旭日<sup>きよくじつ</sup>の輝きにやってくる。

(イザヤ書 60 : 2~3)

## 11. 詠唱 (バス)

暗闇の中を歩む人々が大いなる光を見た。死の陰の国に住む人々の上に、光が照り輝いた。

(イザヤ書 9 : 2)

## 12. 合唱

ひとりの嬰兒<sup>みどりご</sup>が我々のために生れた。我々にひとりの男の子が与えられた。支配はその肩に置かれ、その子の名はく霊妙>、<指導者>、<強大なる神>、<永遠の父>、<平和の君>と<sup>とな</sup>称えられる。

(イザヤ書 9 : 6)

## 13. 田園曲 (パストラル風シンフォニア)

# 第4場

## 14<sup>a</sup>. 叙唱 (ソプラノ)

夜、羊飼いたちが野宿をしながら羊の群れの番をしていた。

(ルカによる福音書 2 : 8)

#### 14b. ACCOMPAGNATO (Soprano)

And lo, the Angel of the Lord came upon them, and the Glory of the Lord shone round about them, and they were sore afraid.

(Luke 2 : 9)

#### 15. RECITATIVO (Soprano)

And the Angel said unto them, Fear not: for behold, I bring you good Tidings of great Joy, which shall be to all People: For unto you is born this Day, in the City of David, a Saviour, which is Christ the Lord.

(Luke 2 : 10~11)

#### 16. ACCOMPAGNATO (Soprano)

And suddenly there was with the Angel a Multitude of the heavenly Host, praising God, and saying.

(Luke 2 : 13)

#### 17. CHORUS

Glory to God in the Highest, and Peace on Earth, Good Will towards Men!

(Luke 2 : 14)

#### 14b. 伴奏付叙唱 (ソプラノ)

すると、見よ、主の御使<sup>み</sup>いが現れ、主の栄光が彼らの周りを照らしたので、彼らは大いに恐れた。

(ルカによる福音書 2 : 9)

#### 15. 叙唱 (ソプラノ)

御使いは彼らに言った —— 「恐れるな。さあ、全ての民に与えられる大きな喜びに満ちた良き知らせを、お前たちに伝える。今日この日、ダビデの町に、救い主がお生まれになった。この方こそ主なるキリストである」。

(ルカによる福音書 2 : 10~11)

#### 16. 伴奏付叙唱 (ソプラノ)

すると、忽然と天の軍勢<sup>こつぜん</sup>が現れて御使いに加わり、神を賛美して言った——

(ルカによる福音書 2 : 13)

#### 17. 合唱

「最も高いところでは神に栄光あれ。地上には平安、人々には恩寵<sup>めぐみ</sup>あれ」。

(ルカによる福音書 2 : 14)

## V

## 第5場

#### 18. ARIA (Soprano)

Rejoice greatly, O Daughter of Zion, shout, O Daughter of Jerusalem: behold thy King cometh unto thee: He is the righteous Saviour: and He shall speak Peace unto the Heathen.

(Zechariah 9 : 9~10)

#### 19. RECITATIVO (Alto)

Then shall the Eyes of the Blind be open'd, and the Ears of the Deaf unstopped: then shall the lame Man leap as a Hart, and the Tongue of the Dumb shall sing.

(Isaiah 35 : 5~6)

#### 20. ARIA (Alto and Soprano)

He shall feed his Flock like a Shepherd: He shall gather the Lambs with his Arm, and carry them in his Bosom, and gently lead those that are with young.

(Isaiah 40 : 11)

#### 18. 詠唱 (ソプラノ)

大いに喜べ、ああ、娘なるシオンよ。ああ、娘なるエルサレムよ、歓呼せよ。見よ、お前の王が来られる。この方こそ義<sup>ただ</sup>しい救い主であって、諸国の民に平和を宣言される。

(ゼカリヤ書 9 : 9~10)

#### 19. 叙唱 (アルト)

その時、見えない人の目は開かれ、聞こえない人の耳が聞こえるようになる。その時、足の不自由な人は雄鹿のように飛び跳ね、口のきけない人の舌は喜び歌う。

(イザヤ書 35 : 5~6)

#### 20. 詠唱 (アルトとソプラノ)

主は牧者のように人々の群れを養い、その腕<sup>かひな</sup>で子羊たちを抱いて懐<sup>ふところ</sup>に携え、子を宿した羊たちを優しく導く。

(イザヤ書 40 : 11)

Come unto Him all ye that labour and are heavy laden, and He will give you Rest. Take his Yoke upon you, and learn of him: for He is meek and lowly of Heart: and ye shall find Rest unto your Souls.

(Matthew 11 : 28~29)

## 21. CHORUS

His Yoke is easy, and his Burden is light.

(Matthew 11 : 30)

重荷を負うて苦勞している者たちよ、皆、主のもとへ来るがよい。主はあなたがたを休ませて下さる。主の轡<sup>くびき</sup>を負い、主に学べ。主は柔和で謙遜な方である。あなたがたは魂に安らぎを見出すであろう。

(マタイによる福音書 11 : 28~29)

## 21. 合唱

主の轡は負いやすく、主の荷は軽いのである。

(マタイによる福音書 11 : 30)

—— Intermission ——

—— 休 憩 ——

## Part the Second

## 第 2 部

### I

### 第 1 場

## 22. CHORUS

Behold the Lamb of God, that taketh away the Sin of the World!

(John 1 : 29)

## 22. 合唱

見よ、神の子羊を —— 世の罪を取り除く子羊を。

(ヨハネによる福音書 1 : 29)

## 23. ARIA (Alto)

He was despised and rejected of Men, a Man of Sorrows, and acquainted with Grief.

(Isaiah 53 : 3)

## 23. 詠唱 (アルト)

彼は蔑<sup>さげす</sup>まれ、人々から拒絶された。苦悩<sup>なやみ</sup>を知る悲哀<sup>かなしみ</sup>の人であつた。

(イザヤ書 53 : 3)

He gave his Back to the Smiters, and his Cheeks to them that plucked off the Hair: He hid not his Face from Shame and Spitting.

(Isaiah 50 : 6)

彼は打つ者におのが背をまかせ、髻<sup>ひげ</sup>を抜く者に頬をまかせた。  
はづかし<sup>はづかし</sup>辱<sup>さげす</sup>めと唾<sup>つば</sup>とを避けるために顔を隠すこともなかった。

(イザヤ書 50 : 6)

## 24. CHORUS

Surely He hath born our Grievs, and carried our Sorrows: He was wounded for our Transgressions, He was bruised for our Iniquities: the Chastisement of our Peace was upon Him.

(Isaiah 53 : 4~5)

## 24. 合唱

まことに、彼は我々の苦悩を背負い、我々の悲哀を荷なつた。我々の咎<sup>とが</sup>のゆえに傷つけられ、我々の罪のために打ち据えられた。我々の平安のための懲らしめを、彼が受けたのである。

(イザヤ書 53 : 4~5)

## 25. CHORUS

And with His Stripes we are healed.

(Isaiah 53 : 6)

## 25. 合唱

彼の受けた傷痕<sup>きず</sup>によって、我々は癒された。

(イザヤ書 53 : 5)

## 26. CHORUS

All we, like Sheep, have gone astray, we have turned every one to his own Way, and the Lord hath laid on Him the Iniquity of us all.

(Isaiah 53 : 6)

## 26. 合唱

我々は皆、羊のように迷い、各々が自分の道を好き勝手に進んだ。しかるに主は、我々全ての罪を彼に背負わせた。

(イザヤ書 53 : 6)

## 27. ACCOMPAGNATO (Tenor)

All they that see him laugh him to scorn: they shoot out their Lips, and shake their Heads, saying,

(Psalm 22 : 7)

## 27. 伴奏付詠唱 (テノール)

彼を見る者は皆、彼を嘲<sup>あざけ</sup>り笑い、唇を突き出し、頭を振って言う。

(詩編 22 : 8)

## 28. CHORUS

He trusted in God, that He would deliver him: Let him deliver him, if he delight in him.

(Psalm 22 : 8)

## 28. 合唱

「奴は神を信頼し、神が自分を救うと信じた。奴が神の寵愛を受けているのならば、神に救ってもらえばよい」。

(詩編 22 : 9)

## 29. ACCOMPAGNATO (Tenor)

Thy Rebuke hath broken his Heart: He is full of Heaviness: He looked for some to have Pity on him, but there was no Man, neither found he any to comfort him.

(Psalm 69 : 20)

## 29. 伴奏付詠唱 (テノール)

(神よ、) あなたの誇<sup>そし</sup>りが彼の心を砕きました。彼は苦悩に満ちています。彼は憐れ<sup>あわ</sup>んでくれる者を探しましたが見つけられず、慰めてくれる者もいませんでした。

(詩編 69 : 21)

## 30. ARIA (Tenor)

Behold, and see, if there be any Sorrow like unto His Sorrow!

(Lamentations 1 : 12)

## 30. 叙唱 (テノール)

見よ、考えてみよ、彼の苦しみほどの苦しみがほかにあるだろうか。

(哀歌 1 : 12)

# II

# 第2場

## 31. ACCOMPAGNATO (Tenor)

He was cut off out of the Land of the Living: For the Transgression of thy People was He stricken.

(Isaiah 53 : 8)

## 31. 伴奏付叙唱 (テノール)

彼は生けるものの地から断たれてしまいました。あなたの民の咎ゆえに、彼は苦しみを受けたのです。

(イザヤ書 53 : 8)

## 32. ARIA (Tenor)

But Thou didst not leave his Soul in Hell, nor didst Thou suffer thy Holy One to see Corruption.

(Psalm 16 : 10)

## 32. 詠唱 (テノール)

しかし(神よ)、あなたは彼を陰府<sup>よみ</sup>に棄てておかれず、ご自分の聖なる者に滅びをお見せになりませんでした。

(詩編 16 : 10)



### III

### 第3場

#### 33. CHORUS

Lift up your Heads, O ye Gates, and be ye lift up, ye everlasting Doors, and the King of Glory shall come in. Who is this King of Glory? The Lord Strong and Mighty; the Lord Mighty in Battle. Lift up your Heads, O ye Gates, and be ye lift up, ye everlasting Doors, and the King of Glory shall come in. Who is this King of Glory? The Lord of Hosts: He is the King of Glory.

(Psalm 24 : 7~10)

#### 33. 合唱

城門よ、頭<sup>こうべ</sup>を上げよ、ああ、永遠の扉よ、上がれ。栄光に満ちた王が入城される。栄光の王とは誰か。大いなる主、戦いに強き主である。城門よ、頭をあげよ。ああ、永遠の扉よ、上がれ。栄光に満ちた王が入城される。栄光の王とは誰なのか。万軍の主、この方こそ栄光の王である。

(詩編 24 : 7~10)

### IV

### 第4場

#### 34. RECITATIVO (Tenor)

Unto which of the Angels said He at any time, Thou art my Son, this Day have I begotten thee?

(Hebrews 1 : 5)

#### 34. 叙唱 (テノール)

御使いたちのうちの誰に対して、神がかつて次のように言われたことがあるだろうか —— 「お前は我が子。今日、私はお前を生んだ。

(ヘブライ人への手紙 1 : 5)

#### 35. CHORUS

Let all the Angels of God worship Him.

(Hebrews 1 : 6)

#### 35. 合唱

天の御使いたちは皆、彼を拝すべし。

(ヘブライ人への手紙 1 : 6)

### V

### 第5場

#### 36. ARIA (Alto)

Thou art gone up on High; Thou hast led Captivity captive, and received Gifts for Men, yea, even for thine Enemies, that the Lord God might dwell among them.

(Psalm 68 : 18)

#### 36. 詠唱 (アルト)

(キリストよ、) あなたは捕囚<sup>とりこ</sup>を捕らえて高いところに昇り、人々のために、それどころか敵対する者たちのためにまで、賜物を受けられました。それは、主なる神が彼らのあいだに住まわれるためでした。

(詩編 68 : 19)

#### 37. CHORUS

The Lord gave the Word: Great was the Company of the Preachers.

(Psalm 68 : 12)

#### 37. 合唱

主<sup>み</sup>が御言葉をお与えになった。伝道者たちの群れは大きかった。

(詩編 68 : 12)

### 38. ARIA (Soprano)

How beautiful are the Feet of them that preach the Gospel of Peace  
and bring glad Tidings of Good Things.

(Romans 10 : 15)

### 38. 詠唱 (ソプラノ)

ああ美<sup>うるわ</sup>しい ——平安の福音を携え、喜ばしい福音<sup>の</sup>を宣べ伝える  
者の足は。

(ローマの信徒への手紙 10 : 15)

### 39. CHORUS

Their Sound is gone out into all Lands, and their Words unto the  
Ends of the World.

(Romans 10 : 18)

### 39. 合唱

その声は全地に響き渡り、その言葉は世界の果てにまで及んだ。

(ローマの信徒への手紙 10 : 18)

## VI

### 40. ARIA (Bass)

Why do the Nations so furiously rage together? and why do the  
People imagine a vain Thing? The Kings of the Earth rise up, and the  
Rulers take Counsel together against the Lord and against his  
Anointed.

(Psalm 2 : 1~2)

### 40. 詠唱 (バス)

何故に諸々の民は共に騒ぎ立ち、虚しいことを企むのか。地上の  
王どもは立ち上がり、支配者たちは 謀<sup>はかりごと</sup>をして、主と、主が油を注  
がれた方とに逆らって言う——

(詩編 2 : 1~2)

### 41. CHORUS

Let us break their Bonds asunder, and cast away their Yokes from  
us.

(Psalm 2 : 3)

### 41. 合唱

「奴らの束縛を砕き、その 軛<sup>くびき</sup>を打ち捨てよう」。

(詩編 2 : 3)

## VII

### 42. RECITATIVO (Tenor)

He that dwelleth in Heaven shall laugh them to scorn; the Lord shall  
have them in Derision.

(Psalm 2 : 4)

### 42. 叙唱 (テノール)

天に住まわれる方は彼らを嘲笑される。主は彼ら<sup>しじょう</sup>を嗤笑される。

(詩編 2 : 4)

### 43. ARIA (Tenor)

Thou shalt break them with a Rod of Iron; Thou shalt dash them in  
pieces like a Potter's Vessel.

(Psalm 2 : 9)

### 43. 詠唱 (テノール)

「(我が子キリストよ、) お前は鉄の杖をもって彼らを打ち破り、  
陶工の作る器のように彼らを粉々に打ち砕く」。

(詩編 2 : 9)

## VIII

## 第8場

### 44. CHORUS

Hallelujah! for the Lord God Omnipotent reigneth. The Kingdom of this World is become the Kingdom of our Lord and of his Christ; and He shall reign for ever and ever, King of Kings, and Lord of Lords. Hallelujah!

(Revelation 19 : 6; 11 : 15; 19 : 16)

### 44. 合唱

ハレルヤ！全能の主なる神が支配しておられる。この世の国は我々の主とそのキリストの王国となった。主は世々限りなく統治される。神は王のなかの王、主のなかの主である。ハレルヤ！

(ヨハネの黙示録 19 : 6、11 : 15、19 : 16)

## —— Intermission ——

## —— 休 憩 ——

## Part the Third

## 第3部

## I

## 第1場

### 45. ARIA (Soprano)

I know that my Redeemer liveth, and that He shall stand at the latter Day upon the Earth: And though Worms destroy this Body, yet in my Flesh shall I see God.

(Job 19 : 25~26)

### 45. 詠唱 (ソプラノ)

私は知っている —— 私の贖<sup>あがな</sup>い主は生きておられ、のちの日に地上に立たれることを。たとえこの身が蛆虫に食い尽くされようとも、その時、私は（復活の）体をもって神を仰ぎ見ることを。

(ヨブ記 19 : 25~26)

For now is Christ risen from the Dead, the First-Fruits of them that sleep.

(I Corinthians 15 : 20)

実際、キリストは死者たちのなかから 甦<sup>よみがえ</sup>って、眠っている者たちの初穂となられたのであるから。

(コリントの信徒への手紙—15 : 20)

### 46. CHORUS

Since by Man came Death, by Man came also the Resurrection of the Dead. For as in Adam all die, even so in Christ shall all be made alive.

(I Corinthians 15 : 21~22)

### 46. 合唱

死が（ひとりの）人によって来たのだから、死者の復活もまた（ひとりの）人によってもたらされた。全ての人間がアダムの内にあって死ぬように、キリストの内にあって全ての人間が生かされることになる。

(コリントの信徒への手紙—15 : 21~22)

## II

### 47. ACCOMPAGNATO (Bass)

Behold, I tell you a Mystery: We shall not all sleep, but we shall all be changed, in a Moment, in the Twinkling of an Eye, at the last Trumpet.

(I Corinthians 15 : 51~52)

### 48. ARIA (Bass)

The Trumpet shall sound, and the Dead shall be raised incorruptible, and We shall be changed. For this Corruptible must put on Incorruption, and this Mortal must put on Immortality.

(I Corinthians 15 : 52~53)

## III

### 49. RECITATIVO (Alto)

Then shall be brought to pass the Saying that is written: Death is swallowed up in Victory.

(I Corinthians 15 : 54)

### 50. DUET (Alto and Tenor)

O Death, where is thy Sting? O Grave, where is thy Victory? The Sting of Death is Sin, and the Strength of Sin is the Law.

(I Corinthians 15 : 55~56)

### 51. CHORUS

But Thanks be to God, who giveth Us the Victory through our Lord Jesus Christ.

(I Corinthians 15 : 57)

### 52. ARIA (Soprano)

If God be for us, who can be against us? Who shall lay any thing to the Charge of God's Elect? It is God that justifieth: who is he that condemneth? It is Christ that died, yea, rather that is risen again: who is at the Right-Hand of God: who maketh Intercession for us.

(Romans 8 : 31, 33~34)

## 第2場

### 47. 伴奏付叙唱 (バス)

見よ、あなたがたに奥義<sup>おくぎ</sup>を告げよう。我々は皆が眠りにつくわけではない。そうではなく、我々は皆、終末のラッパの響きとともに、またたくうちに、一瞬にして、変えられるのである。

(コリントの信徒への手紙—15 : 51~52)

### 48. 詠唱 (バス)

ラッパが鳴り、死者たちは朽ちない者として甦<sup>よみがえ</sup>られ、我々は変えられる。この朽ちる者は朽ちないものをまとい、この死すべき者は不死<sup>ふし</sup>のものに被<sup>お</sup>われなければならない。

(コリントの信徒への手紙—15 : 52~53)

## 第3場

### 49. 叙唱 (アルト)

そうすれば、(旧約聖書に)記された次の言葉が成就するのである。「死は勝利に呑み込まれてしまった。

(コリントの信徒への手紙—15 : 54)

### 50. 二重唱 (アルトとテノール)

ああ、死よ、お前の棘<sup>とげ</sup>はどこにあるのか。ああ、墓よ、お前の勝利はどこにあるのか。死の棘<sup>とげ</sup>は罪であり、罪の力は律法である。

(コリントの信徒への手紙—15 : 55~56)

### 51. 合唱

しかし、神に感謝すべきかな。神は我々の主イエス・キリストをとおして我々に勝利をお与え下さる。

(コリントの信徒への手紙—15 : 57)

### 52. 詠唱 (ソプラノ)

神が我々の味方であるならば、誰が我々に敵対できようか。誰が神によって選ばれた者を訴えようか。人を義とされるのは神である。誰が我々を罪に定めるのか。キリストは死なれたが、それで終わることなく復活された。このキリストこそが、神の右手に坐し、我々のために執り成しをして下さるのである。

(ローマの信徒への手紙 8 : 31, 33~34)

## IV

## 第4場

### 53. CHORUS

Worthy is the Lamb that was slain, and hath redeemed us to God by his Blood, to receive Power, and Riches, and Wisdom, and Strength, and Honour, and Glory, and Blessing. Blessing, and Honour, Glory, and Power, be unto Him that sitteth upon the Throne, and unto the Lamb, for ever and ever. Amen.

(Revelation 5 : 9, 12~14)

### 53. 合唱

屠<sup>ほ</sup>られて、その血によって我々を神へと贖<sup>は</sup>って下さった子羊こそは、力と、富と、知恵と、勢いと、誉れと、栄光と、賛美を受けるに相応しい。玉座におられる方とその子羊とに、賛美と誉れ、栄光と力とが、世々限りなくあるように。アーメン。

(ヨハネの黙示録 5 : 9、12~14)

(第46回 四国学院大学 メサイア演奏会 (2024.12.7) 用 歌詞対訳冊子より)



講演中のルース・スミス

論文

# 社会福祉事業法の制定過程における社会福祉協議会の位置付け

The Position of Social Welfare Councils in the Process of Enacting the Social Welfare Work Act

石井洗二 Senji Ishii

専門領域：社会福祉史

キーワード：共同募金、福祉地区、中央更生保護委員会

## —— 目 次 ——

- 1, はじめに
- 2, 法案の立案と経緯
- 3, i 案（1950 年 1 月）から p 案（1950 年 11 月）まで
- 4, p 案（1950 年 11 月）から成立法（3 月 29 日公布）まで
- 5, おわりに

## 1, はじめに

地域共生社会の推進に向けて社会福祉協議会（以下、社協）の役割が一層重要視されている。一方で、橋本宏子（2015）は、社協が「政府の意向を受けた事業を行う行政の「なんでも入れ箱」として機能してきた」（橋本宏子 2015：1）とした上で、住民にとってはその存在が「曖昧さを抱えた組織」（同前：3）であり続けてきたと指摘している。社協の役割が政策によって変化することはやむを得ないとしても、そもそもどのような団体なのか、という問いは事実に基づいて学術的に検証されるべきである。本稿では、そのための歴史的な考察の一環として、1950（昭和 25）年～1951（昭和 26）年の社会福祉事業法の制定過程を分析する。1949（昭和 24）年以降の社協創設の過程については別稿で改めて取り上げたい。

1950 年前後の社協の状況を扱った先行研究として、井岡勉（1968）、田代国次郎（1984）など先駆的な研究を始めとして、2000 年以降は山口稔（2000）、西村正広（2002）、中島修（2003）、川上富雄（2023）などの研究がある。しかし、いずれも社会福祉事業法の制定過程との関連については考察がなされていない。

また、社会福祉事業法の制定過程を扱った先行研究として、吉田久一（1979）、小川政亮（1990）、蟻塚昌克（1999）、熊沢由美（2000a）、熊沢由美（2000b）、鵜沼憲晴（2007a）、鵜沼憲晴（2007b）、鵜沼憲晴（2009）、鵜沼憲晴（2013）、寺脇隆夫（2013）などがある。しかし、鵜沼憲晴（2009）、鵜沼憲晴（2013）、寺脇隆夫（2013）で若干触れられている他は、法案の検討過程における社協の位置付けについては考察がなされていない。

先行研究が少ない大きな要因として史料の不十分さがあったが、木村忠二郎文書資料のマイクロ版復刻（寺脇隆夫編 2010、寺脇隆夫編 2011）と、そこに収録された史料を中心とした『資料集戦後日本の社会福祉制度』の刊行によって史料へのアクセスが容易になった。前掲の先行研究のうち、これらの史料を活用した研究は鵜沼憲晴（2013）、寺脇隆夫（2013）のみである。本稿では主に寺脇隆夫編（2013b）、寺脇隆夫編（2013c）、寺脇隆夫編（2013d）、寺脇隆夫編（2013e）所収の法案関連史料を用いて分析を行う。

法案の中では、全国、都道府県、福祉地区および市町村を圏域とした社協の規定が現れるが、本稿では主として都道府県、福祉地区および市町村を圏域とした社協について、その条文の変遷を取り上げる。

寺脇隆夫（2013）は社会福祉事業法の立案・制定過程を三つに時期区分（第一期：1948 年～1949 年、第二期：1950 年 1 月～9 月、第三期：1950 年 10 月～1951 年 3 月）しているが、社協の検討が始まるのは、このうち第二期以降である。また、寺脇隆夫（2013）では各法案の日付順に「仮称」として a から w までのアルファベットが付されているが、本稿ではこのうち i 案から w 案が考察の対象となる（表 1）。表 2～5 に i 案から u 案までの主な条文の変遷をまとめた（後述の通り、u 案からは大きな変更がなかったため表では省いた）<sup>(1)</sup>。k 案には年月の記載がない。寺脇隆夫（2013）は「その根拠は判らないが」と断った上で吉田久一（1979）に依拠して「四月案」と呼んでいる。この点について、『昭和二十五年全国社会事業大会要綱』では「社会福祉事業基本法については、本年始めから社会局起草の基本法案が数次に亘って修正、発表（二月〔マ〕基本法案要綱、四月基本法第一案、五月同第二案、六月同第三案）された」（全国社会事業大会事務局 1950：157）と記されており、これをもとに小川政亮（1990）は当該法案が「四月第一案」か「五月第二案」の何れかであるが、第一条中「生活保護法（昭和二十五年法律第 号）」として、法律番号が記されていないので、同年五月四日法律第一四四号の生活保護法が成立しているが未だ法律番号を附して公布されていない段階であることが判るので、四月第一案とみるべきであろう」（小川政亮 1990：38）としている。また、鵜沼憲晴（2013）もこれにしたがって 4 月と判断している（鵜沼憲晴 2013：102）。以上により、本稿でも k 案を 1950 年 4 月と考える。

また、o 案のみは英文で、PHW（公衆衛生福祉局）との調整のために作成されたものだと考えられる。

表1 社会福祉事業法の法案（1950 年 1 月以降）一覧

| 名称              | 作成主体         | 日付（表紙）           | 仮称  |
|-----------------|--------------|------------------|-----|
| 社会事業基本法案        | 社会局庶務課       | 1950 年 1 月 23 日  | i 案 |
| 社会事業基本法案要綱      | 厚生省社会局庶務課    | 1950 年 1 月 25 日  | j 案 |
| 社会事業基本法案        | 厚生省社会局庶務課    | 〔1950 年 4 月〕     | k 案 |
| 社会福祉事業基本法案      | 厚生省社会局       | 1950 年 5 月 20 日  | l 案 |
| 社会福祉事業基本法案      | 厚生省社会局       | 1950 年 6 月       | m 案 |
| 社会福祉事業基本法案      | 財団法人日本社会事業協会 | 1950 年 9 月       | n 案 |
| 社会福祉事業基本法案〔英文〕  | 厚生省          | 1950 年 10 月 19 日 | o 案 |
| 社会福祉事業基本法案      | 厚生省          | 1950 年 11 月      | p 案 |
| 社会福祉事業基本法案      | 厚生省          | 1951 年 1 月       | q 案 |
| 社会福祉事業法案        | 厚生省          | 1951 年 1 月       | r 案 |
| 社会福祉事業法案        | 厚生省          | 1951 年 2 月 6 日   | s 案 |
| 社会福祉事業法案        | 厚生省          | 1951 年 2 月 24 日  | t 案 |
| 社会福祉事業法案        | 厚生省          | 1951 年 2 月 28 日  | u 案 |
| 社会福祉事業法案〔閣議請議案〕 | 厚生省          | 1951 年 3 月 1 日   | v 案 |
| 社会福祉事業法案        | 国会提出案        | 1951 年 3 月 13 日  | w 案 |

## 2、法案の立案と経緯

1949 年 11 月 GHQ/SCAP から「二十五年度において達成すべき厚生省主要目標および期日についての提案」（いわゆる 6 項目提案）が示され、その一つに「社会福祉活動に関する協議会」（「昭和二十五年度厚生主要目標に関する総司令部厚生省合同会議議事録」1949 年 11 月 29 日開催）（寺脇隆夫編 2013a:69）が挙げられた。GHQ/SCAP 側の史料では「coordinating councils on social welfare activities」（邦訳すると社会福祉活動に関する調整協議会）と記されている（小野頭編 1979:52）。

その一ヶ月後<sup>(2)</sup>、1949 年 12 月に 6 項目提案の具体化を GHQ 側に促された黒木利克が「社会福祉事業体系整備案」を作成し（黒木利克 1953:39）、「これを基として」（同前:40）、翌年 1 月から社会事業基本法案の作成が始まった。この「整備案」に「社会福祉事業団体の民主的組織的協同活動を促進」するための「社会福祉協議会の設置」が挙げられているが（同前:45）、1949 年当時の文書に「社会福祉協議会」という文言があったかどうか



は不明である。

これ以前(1949年秋頃)に、「社会事業法案」「社会事業基本法案」(いずれも表紙に「秘」と押印がある)が社会局庶務課で検討されていた(寺脇隆夫編 2013b)。その当時は畠中順一が庶務課長(1949年7月～12月)で、黒木はその後任である。1949年の両法案では「居宅保護協議会」の条文が見られるが、この後の条文で現れる「社会事業協議会」とは性格が異なる団体である。また、法案作成に本格的に着手されたのは1950年1月とされる(寺脇隆夫 2013: 7)。

社会局庶務課で1950年1月から本格的に立案に着手された法案は、4月頃まで「社会事業基本法案」、5月から「社会福祉事業基本法案」、1951年1月から「社会福祉事業法案」という名称で、案が何度も練られた(寺脇隆夫 2013: 6)。「社会福祉事業法案作成の経緯」(社会局庶務課、1951年3月)によれば、1950年6月の法案(m案)が一応の社会局案、社会局案に対する民間側からの意見を集約したのが1950年9月日本社会事業協会案(n案)、それを「参酌し、総司令部、各省の意向を考慮して」決定した1951年2月6日の法案(s案)が最終案とされている(寺脇隆夫 2013f: 82)。ただし後述の通り、2月6日以降も法案の修正が行われた。

本稿では、社協関連の条文の推移を、i案(1950年1月)からp案(1950年11月)までと、p案から成立法までの2つに区切って見ていきたい。

### 3, i案(1950年1月)からp案(1950年11月)まで

まず、1月の立案から6月に社会局案がまとまり、それが各方面との調整を経て11月の修正案となるまでの、i案(1950年1月)からp案(1950年11月)までの条文の変遷を見ていきたい(表2、表3)。

表2 社会福祉事業法の法案における社協関連の規定(1) i案～l案

|      | i案                                     | j案                                     | k案                        | l案                             |
|------|----------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| 名称   | 社会事業基本法案                               | 社会事業基本法案要綱                             | 社会事業基本法案                  | 社会福祉事業基本法案                     |
| 年月日  | 1950年1月23日                             | 1950年1月25日                             | [1950年4月]                 | 1950年5月20日                     |
| 作成主体 | 社会局庶務課                                 | 厚生省社会局庶務課                              | 厚生省社会局庶務課                 | 厚生省社会局                         |
| 章節   | 第3編 私的社会事業<br>第2章 社会事業団体<br>第2節 社会事業協議 | 第3編 私的社会事業<br>第2章 社会事業団体<br>第2節 社会事業協議 | 第8章 社会事業団体<br>第2節 社会事業協議会 | 第8章 社会福祉事業<br>団体<br>第2節 社会福祉事業 |

|                |                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                            |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | 会<br>第3節 共同募金委員会<br>第4節 社会事業連合                                                                                                                                                                                 | 会<br>第3節 共同募金委員会<br>第4節 社会事業連合                                                                                                                                                                                     | 第3節 共同募金委員会<br>第4節 社会事業連合                                                                                                                                                                 | 協議会<br>第3節 共同募金委員会<br>第4節 社会福祉事業連合                                                                                                                                                                         |
| 定義<br>要件<br>事業 | 第94条 社会事業協議会とは、社会事業の能率的運営と組織的活動を図るため、左の各号に掲げる事業を行う目的をもって都道府県及び全国を区域として設立する私的社会事業関係者の自主的協同組織体をいう。<br>一 第五条第一項第七号の事業〔連絡助成、調査又は研究〕<br>二 私的社会事業の総合的企画<br>三 社会事業に関する普及宣伝<br>四 社会事業従事者の養成<br>五 その他前各号に掲げる事業の達成に必要な事項 | 第93条 社会事業協議会とは、社会事業の能率的運営と組織的活動を図るため、左の各号に掲げる事業を行う目的をもって都道府県及び全国を区域として設立する私的社会事業関係者の自主的協同組織体をいうこと。<br>一 第四〔条〕第一項第七号の事業〔連絡助成、調査又は研究〕<br>二 私的社会事業の総合的企画<br>三 社会事業に関する普及宣伝<br>四 社会事業従事者の養成<br>五 その他前各号に掲げる事業の達成に必要な事項 | 第80条 社会事業協議会とは、社会事業の能率的運営と組織的活動を図るため左の各号に掲げる事業を行う目的をもって設立する社会事業関係者の自主的協同組織体をいう。<br>一 第五条第五号の事業〔連絡、助成、調査又は研究〕<br>二 社会事業の総合的企画<br>三 社会事業に関する普及宣伝<br>四 社会事業従事者の養成<br>五 その他前各号に掲げる事業の達成に必要な事項 | 第74条 社会福祉事業協議会とは、社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を図るため左の各号に掲げる事業を行う目的をもって設立する社会福祉事業関係者の自主的協同組織体をいう。<br>一 社会福祉事業に関する連絡、指導、調査、又は研究をなす事業<br>二 社会福祉事業の総合的企画<br>三 社会福祉事業に関する普及宣伝<br>四 社会福祉事業従事者の養成<br>五 その他前各号に掲げる事業の達成に必要な事項 |
| 種類             | 第95条 社会事業協議会（以下本章において「協議会」という。）は、地方社会事業協〔議〕会及び中央社会事業協議会とす                                                                                                                                                      | 第94条 社会事業協議会（以下本章において「協議会」という。）は、地方社会事業協〔議〕会及び中央社会事業協議会とす                                                                                                                                                          | 第81条 社会事業協議会（以下本章において「協議会」という。）は、地方社会事業協議会及び中央社会事業協議会とす                                                                                                                                   | 第75条 社会福祉事業協議会（以下本章において「協議会」という。）は、地方社会福祉事業協議会及び中央社会福祉事業協                                                                                                                                                  |

|    |                                                                                                                                           |                                                                                                                                              |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                 |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | る。                                                                                                                                        | ること。                                                                                                                                         | る。<br>2 地方社会事業協議会は都道府県の区域をその区域とし、中央社会事業協議会は全国をその区域とする。                                                                                              | 議会とする。<br>2 地方社会福祉事業協議会は都道府県の区域をその区域とし、中央社会福祉事業協議会は、全国をその区域とする。                                                                                                                 |
| 会員 | <p>第96条 地方社会事業協議会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者とする。</p> <p>一 区域内に住所又は社会事業施設を有する社会事業法人</p> <p>二 社会事業に奉仕し又は関心を有し且協議会の目的に同意する団体又は個人</p> <p>三 学識経験者</p> | <p>第95条 地方社会事業協議会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者とする。</p> <p>一 区域内に住所又は社会事業施設を有する社会事業法人</p> <p>二 社会事業に奉仕し又は関心を有し、且つ、協議会の目的に同意する団体又は個人</p> <p>三 学識経験者</p> | <p>第82条 地方社会事業協議会の会員たる資格を有するものは、左に掲げるものとする。</p> <p>一 区域内に住所又は社会事業施設を有する社会事業法人</p> <p>二 社会事業に奉仕し又は関心を有し、且つ、協議会の目的に同意する者又はその組織体</p> <p>三 学識経験のある者</p> | <p>第76条 地方社会福祉事業協議会の会員たる資格を有するものは、その区域内に住所又は社会福祉事業の施設を有する社会福祉事業法人とする。但し、定款に定めるところにより、左に掲げるものを会員とすることができる。</p> <p>一 社会福祉事業に奉仕し、又は関心を有し、且つ、協議会の目的に同意する者又はその組織体</p> <p>二 学識経験者</p> |
| 加入 | <p>第97条 会員たる資格を有する者が協議会に加入しようとするときは、協議会は正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に付されたよりも</p>                                                | <p>第96条 会員たる資格を有する者が協議会に加入しようとするときは、協議会は正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に付されたよりも</p>                                                   | <p>第83条 会員たる資格を有する者が協議会に加入しようとするときは、協議会は正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に付されたよりも</p>                                                          | <p>第77条 会員たる資格を有する者が協議会に加入しようとするときは、協議会は正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に付されたよりも</p>                                                                                      |

|       |                                                                                                                                                |                                                                                                                                                       |                                                                                                                                            |                                                                                                                                         |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 困難な条件を付してはならない。                                                                                                                                | 困難な条件を付してはならないこと。                                                                                                                                     | 困難な条件を付してはならない。                                                                                                                            | 困難な条件を付してはならない。                                                                                                                         |
| 総会    | <p>第 98 条 会員は、各々一個の議決権を有する。</p> <p>第 107 条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。</p> <p>第 114 条 協議会の事務は、定款をもって理事その他の役員に委任したものを除く外、総会の議決によらなければならない。</p> | <p>第 97 条 会員は、各々一個の議決権を有すること。</p> <p>第 106 条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならないこと。</p> <p>第 113 条 協議会の事務は、定款をもって理事その他の役員に委任したものを除くほか、総会の議決によらなければならないこと。</p> | <p>第 84 条 会員は、各々一個の議決権を有する。</p> <p>第93条 理事は毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。</p> <p>第 100 条 協議会の事務は、定款をもって理事その他の役員に委任したものを除く外、総会の議決によらなければならない。</p> | <p>第 78 条 会員は、各々一個の議決権を有する。</p> <p>第87条 理事は毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。</p> <p>第94条 協議会の事務は、定款をもって理事その他の役員に委任したものを除く外、総会の議決によらなければならない。</p> |
| 代議員会  | 第 118 条 会員は、定款の定めるところにより、総会に代るべき代議員会を設けることができる。                                                                                                | 第 117 条 会員は、定款の定めるところにより、総会に代るべき代議員会を設けることができること。                                                                                                     | 第 104 条 会員は、定款の定めるところにより、総会に代るべき代議員会を設けることができる。                                                                                            | 第 98 条 会員は、定款の定めるところにより、総会に代るべき代議員会を設けることができる。                                                                                          |
| 発起人   | 第 123 条 協議会を設立するには、その会員にならうとする二十人以上の者が発起人となることを要する。                                                                                            | 第 122 条 協議会を設立するには、その会員にならうとする二十人以上の者が発起人となることを要すること。                                                                                                 | 第 109 条 協議会を設立するには、その会員にならうとする二十人以上の者が発起人となることを要する。                                                                                        | 第 103 条 協議会を設立するには、その会員にならうとする二十人以上の者が発起人となることを要する。                                                                                     |
| 設立の申請 | 第 127 条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、省令で定める手続に従い、定款及び事業計画を厚生大臣に提出して、設                                                                                     | 第 126 条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、省令で定める手続に従い、定款及び事業計画を厚生大臣に提出して、設                                                                                            | 第 113 条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、省令で定める手続に従い、定款及び事業計画を厚生大臣に提出して、設                                                                                 | 第 107 条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、厚生省令で定める手続に従い、定款及び事業計画を厚生大臣に提出し                                                                               |

|          |                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | 立の認可を申請しなければならない。                                                                                                           | 立の認可を申請しなければならないこと。                                                                                                                                                                                                                  | 立の認可を申請しなければならない。                                                                                                                                                                                                               | て、設立の認可を申請しなければならない。                                                                                                                                                                                                              |
| 共同募金との関係 | <p>第 142 条 共同募金の配分を受けようとする社会事業法人は、左の各号に掲げる要件を備えなければならない。</p> <p>一 協議会の会員たること</p> <p>二 その共同募金を行う共同募金委員会の地域内に住所又は施設を有すること</p> | <p>第 139 条第 3 項 共同募金委員会の発起人は、第一項又は第二項の資格を有する者で、その総数の少くとも二分の一は、厚生大臣の指定する社会事業協議会から推薦された者でなければならないこと。</p> <p>第 141 条 共同募金の配分を受けようとする社会事業法人は、左の各号に掲げる要件を備えなければならないこと。</p> <p>一 協議会の会員たること</p> <p>二 その共同募金を行う共同募金委員会の地域内に住所又は施設を有すること</p> | <p>第 127 条第 3 項 共同募金委員会の発起人は、第一項又は前項の資格を有する者で、その総数の少くとも二分の一は、厚生大臣の指定する社会事業協議会から推薦された者でなければならない。</p> <p>第 128 条 共同募金の配分を受けようとする社会事業法人は、左の各号に掲げる要件を備えなければならない。</p> <p>一 協議会の会員たること</p> <p>二 その共同募金を行う共同募金委員会の地域内に住所又は施設を有すること</p> | <p>第 120 条第 3 項 共同募金委員会の発起人は、第一項又は前項の資格を有する者で、その総数の少くとも二分の一は、厚生大臣の指定する社会事業協議会から推薦された者でなければならない。</p> <p>第 121 条 共同募金の配分を受けようとする社会福祉事業法人は、左の各号に掲げる要件を備えなければならない。</p> <p>一 協議会の会員たること</p> <p>二 その共同募金を行う共同募金委員会の地域内に住所又は施設を有すること</p> |
| 社会事業連合   | <p>第 145 条 地方社会事業連合は、各都道府県ごとに、地方社会事業協会及び地方共同募金委員会をもって組織する。</p> <p>第 146 条 地方社会事業連合は、左の各</p>                                 | <p>第 144 条 地方社会事業連合は、各都道府県ごとに、その区域内の地方社会事業協会及び地方共同募金委員会をもって組織すること。</p> <p>第 145 条 地方社会事業連合は、左の</p>                                                                                                                                   | <p>第 131 条 地方社会事業連合は、都道府県ごとに、その区域内の地方社会事業協会及び地方共同募金委員会をもって組織する。</p> <p>第 132 条 地方社会事業連合は、左の各</p>                                                                                                                                | <p>第 125 条 地方社会福祉事業連合は、都道府県ごとに、その区域内の地方社会福祉事業協議会及び地方共同募金委員会をもって組織する。</p> <p>第 126 条 地方社会福祉事業連合は左の</p>                                                                                                                             |

|                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>一 会員たる地方社会〔事業〕協議会及び地方共同募金委員会の行う事業に関する連絡調整</p> <p>二 会員たる地方社会事業協議会の会員たる社会事業法人の業務又は財産の状況に関する監査</p> <p>三 前項に規定する社会事業法人の監事の監査事務の指導</p> <p>第 147 条 社会事業連合は、社会事業に関する事業につき関係行政庁に意見を述べることができる。</p> <p>2 社会事業団体は、関係行政庁より意見を求められた場合には、これに対して答申しなければならない。</p> | <p>各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>一 区域内の会員たる地方社会事業協議会及び地方共同募金委員会の行う事業に関する連絡調整</p> <p>二 区域内の会員たる地方社会事業協議会の会員たる社会事業法人の業務又は財産の状況に関する監査</p> <p>三 前項に規定する社会事業法人の監事の監査事務の指導</p> <p>第 146 条 社会事業連合は、社会事業に関する事業につき関係行政庁に意見を述べることができること。</p> <p>2 社会事業団体は、関係行政庁より意見を求められた場合には、これに対して答申しなければならないこと。</p> | <p>号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>一 区域内の会員たる地方社会事業協議会及び地方共同募金委員会の行う事業に関する連絡調整</p> <p>二 区域内の会員たる地方社会事業協議会の会員たる社会事業法人の業務又は財産の状況に関する監査</p> <p>三 前項に規定する社会事業法人の監事の監査事務の指導</p> <p>第 133 条 社会事業連合は、社会事業に関する事業につき、関係行政庁に意見を述べることができる。</p> <p>2 社会事業連合は、関係行政庁より意見を求められた場合には、これに対し答申しなければならない。</p> | <p>各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>一 区域内の会員たる地方社会福祉事業協議会及び地方共同募金委員会の行う事業に関する連絡調整</p> <p>二 区域内の会員たる地方社会福祉事業協議会の会員たる社会福祉事業法人の業務又は財産の状況に関する監査</p> <p>三 前項に規定する社会福祉事業法人の監事の監査事務の指導</p> <p>第 127 条 社会福祉事業連合は、私人の行う社会福祉事業につき、関係行政庁に意見を述べることができる。</p> <p>2 社会福祉事業連合は、関係行政庁より意見を求められた場合には、これに対し答申しなければならない。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

出典：i 案は寺脇隆夫編『資料集戦後日本の社会福祉制度・3 福祉行政基本資料・第 5 卷社会福祉事業法 (1)』柏書房、2013 年。他は寺脇隆夫編『資料集戦後日本の社会福祉制度・3 福祉行政基本資料・第 6 卷社会福祉事業法 (2)』柏書房、2013 年。

表3 社会福祉事業法の法案における社協関連の規定（2）m案～o案

|      | m 案                                                                 | n 案                                                                                                                                                                          | o 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称   | 社会福祉事業基本法案                                                          | 社会福祉事業基本法案                                                                                                                                                                   | SOCIAL WELFARE WORK FUNDAMENTAL BILL                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 年月日  | 1950 年 6 月                                                          | 1950 年 9 月                                                                                                                                                                   | 1950 年 10 月 19 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 作成主体 | 厚生省社会局                                                              | 財団法人日本社会事業協会                                                                                                                                                                 | General Affaire Section Social Affaire Bureau Ministry of Welfare                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 章節   | 第 8 章 社会福祉団体<br>第 2 節 社会福祉協議会<br>第 3 節 共同募金委員会<br>第 4 節 社会福祉連合      | 第 10 章 社会福祉法人<br>第 5 節 社会福祉協議会<br>第 6 節 共同募金委員会                                                                                                                              | Chapter VII. Social Welfare Juridical Person<br>Section 6. Social Welfare Council<br>Section 7. Community Chest Committee                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 定義   | 第 73 条 社会福祉協議会とは、社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を図ることを目的として設立する社会福祉事業関係者の組織体をいう。 | 第 93 条 社会福祉協議会とは、地域における共同の社会福祉を達するための総合計画を樹立し、これが実現に必要な社会資源を組織化し、且つ社会福祉に関する共同の目的実現の為に其の地域民の関心を喚起し、これに協力参助せしめ、もって地域社会の福祉を増進することを目的として設立する社会福祉事業施設、団体及び関係官公庁其の他社会福祉関係者の組織体をいう。 | Article 77. The Social Welfare Council shall refer to a body organized by those concerned in social welfare work for the purpose of implementing an efficient operation and a systematic activity of social welfare work.<br><br>With this aim in view, the Social Welfare Council will formulate a comprehensive program for the social welfare common to the community, systematize the social resources necessary for carrying out this program, and arouse concern in the individuals of the community to bring about their cooperative participation in the program, so that the common aim of the community in respect to social welfare will be achieved. |
| 種類   | 第 74 条 社会福祉協議会は、地方社会福祉協議会及び中央社会福祉協議会とする。                            | 第 94 条 社会福祉協議会は、地方社会福祉協議会及び中央社会福祉協議会とする。                                                                                                                                     | Article 78. The Social Welfare Council shall be the Local Social Welfare Council and the Central Social Welfare Council.                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|    |                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 2 地方社会福祉協議会は、都道府県の区域をその区域とし、中央社会福祉協議会は、全国をその区域とする。                                                                                                      | 2 地方社会福祉協議会は、都道府県の地域をその区域とし、中央社会福祉協議会は、全国をその区域として各一を設立することができる。                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 要件 | 第 75 条 社会福祉協議会は、その区域内の社会福祉事業関係者の総意により設立され且つ、運営される自主的総合的組織体でなければならない。                                                                                    | 第 95 条 社会福祉協議会は、その区域内の社会福祉に関心を有する社会福祉事業施設、団体及び関係官公庁其他社会福祉関係者の総意により設立され、且つ運営される自主的総合的組織体でなければならない。                                                             | Article 79. The Social Welfare Council shall be an independent and comprehensive body established, organized and administered by the will of all of those concerned in social welfare work in its area.                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事業 | 第 76 条 社会福祉協議会は、左の各号に掲げる事業を行うものとする。<br>一 社会福祉事業に関する連絡、指導、調査又は研究をなす事業<br>二 社会福祉事業の総合的企画<br>三 社会福祉事業に関する普及宣伝<br>四 社会福祉事業従事者の養成<br>五 その他前各号に掲げる事業の達成に必要な事項 | 第 96 条 社会福祉協議会は、左の各号に掲げる事業を行うものとする。<br>一、社会福祉事業に関する調査、研究をなす事業<br>二、社会福祉事業の総合的企画<br>三、社会福祉事業に関する連絡、調整、指導及助長<br>四、社会福祉事業に関する普及宣伝<br>五、社会福祉事業職員の養成<br>六、その他前各号に掲 | Article 80. The Social Welfare Council shall carry on the work specified in each of the following items:<br>(1) Work of conducting liaison, guidance, investigation, or research relating to social welfare work.<br>(2) Comprehensive planning of social welfare work.<br>(3) Publicity relating to social welfare work.<br>(4) Training of social welfare work.<br>(5) Any other matter necessary for implementing the works specified in each of the preceding items. |



|    |                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                                                                                                                                                                                                               | げる事業の達成に必要な事項                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 会員 | <p>第 77 条 地方社会福祉協議会の会員たる資格を有するものは、その区域内に住所又は社会福祉事業の施設を有する社会福祉法人とする。但し、定款に定めるところにより、左に掲げるものを会員とすることができる。</p> <p>一 その区域内に社会福祉事業の施設を有するもの（社会福祉法人を除く。）</p> <p>二 社会福祉事業に奉仕し、且つ、協議会の目的に同意するもの</p> <p>三 学識経験のある者</p> | <p>第 97 条 地方社会福祉協議会は左の各号に掲げる者を会員として組織する。</p> <p>一、区域内に所在する公私社会福祉事業施設及び団体</p> <p>二、社会福祉関係行政庁</p> <p>三、社会福祉事業に奉仕し且つ、協議会の目的に同意するもの</p> <p>四、学識経験ある者その他定款をもって定める者</p> | <p>Article 81. Those as qualified for membership in the Local Social Welfare Council shall be those as specified below ;</p> <p>(1) Social welfare juridical person which has it address of social welfare institution in the area.</p> <p>(2) One who has its facilities for Social welfare work in the area (excluding the social welfare juridical person)</p> <p>(3) Social welfare work body which has its address in the area (excluding the social welfare juridical person)</p> <p>(4) One who renders services to social welfare work and concurs in the purpose of the Council.</p> <p>(5) Representative of the national or local public administrative agency.</p> <p>(6) One who has learning and experience.</p> <p>2 [略]</p> <p>3 In the case of the preceding two paragraphs, the number of representatives of the national and local administrative agencies shall not exceed one-fifth at the total number of the members.</p> |
| 総会 | <p>第 78 条 会員は、各々一個の議決権を有する。</p> <p>第 87 条 理事は毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。</p> <p>第 94 条 社会福祉協</p>                                                                                                                 | <p>第 99 条 社会福祉協議会は毎年少くとも一回は会員総会を開かなければならない。</p> <p>第 100 条 会員は各一個の議決権を有する。</p> <p>第 101 条 社会福祉協議会の業務は定款をも</p>                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|                |                                                                                                |                                                                                                                 |  |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|                | 議会の事務は、定款をもって理事その他の役員に委任したものを除く外、総会の議決によらなければならない。                                             | って理事その他の役員に委任したものを除く外、全〔マ〕員総会の決議によらなければならない。                                                                    |  |
| 代 議 員<br>会     | 第 98 条 会員は、定款の定めるところにより、総会に代るべき代議員会を設けることができる。                                                 | 第 102 条 社会福祉協議会は定款の定めるところにより会員総会に代るべき代議員会を設けることができる。                                                            |  |
| 発 起 人          | 第 103 条 社会福祉協議会を設立するには、その会員にならうとする二十人以上の者が発起人となることを要する。                                        | 第 98 条 地方社会福祉協議会を設立するには、地方社会福祉協議会の会員たらしめるものであって、其の区域に所在する公私社会福祉事業施設団体の代表者及び社会福祉事業に関する学識経験者二十人以上の者が発起人となることを要する。 |  |
| 設 立 の<br>申 請   | 第 107 条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、厚生省令で定める手続に従い、設立趣意書、定款案事業計画及び創立総会議事録の謄本を厚生大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。 |                                                                                                                 |  |
| 社 会 事<br>業 連 合 | 第 125 条 地方社会福祉連合は、都道府県ごとに、その区域内の地                                                              |                                                                                                                 |  |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |  |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
|  | <p>方社会福祉協議会及び<br/>地方共同募金委員会を<br/>もって組織する。</p> <p>第 126 条 地方社会福<br/>祉連合は左の各号に掲<br/>げる事業を行うものと<br/>する。</p> <p>一 区域内の地方社会<br/>福祉事業〔マ〕協議会及<br/>び地方共同募金委員会<br/>の行う事業に関する連<br/>絡調整</p> <p>二 区域内の地方社会<br/>福祉協議会の会員たる<br/>社会福祉事業〔マ〕法人<br/>の業務及び共同募金の<br/>配分を受けるものの業<br/>務又は財産の状況に関<br/>する監査</p> <p>三 前号に規定する社<br/>会福祉法人の監事の監<br/>査事務の指導</p> <p>第 127 条 社会福祉連<br/>合は、私人の行う社会<br/>福祉事業につき、関係<br/>行政庁に意見を述べる<br/>ことができる。</p> <p>2 社会福祉連合は、関<br/>係行政庁より意見を求<br/>められた場合には、こ<br/>れに対し答申しなけれ<br/>ばならない。</p> |  |  |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|

出典：寺脇隆夫編『資料集戦後日本の社会福祉制度・3 福祉行政基本資料・第 6 巻社会福祉事業法（2）』  
柏書房、2013 年。

名称について、当初は「社会事業協議会」(i 案、j 案、k 案)「社会福祉事業協議会」(l 案)とあるが、m 案以降は「社会福祉協議会」(o 案では「Social Welfare Council」)となっている。団体の目的は、1951 年 1 月まで「社会事業の能率的運営と組織的活動を図る」(i 案、j 案、k 案)「社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を図る」(l 案、m 案、p 案、r 案)こととされていた(o 案では「the purpose of implementing an efficient operation and a systematic activity of social welfare work」)。また、l 案までは「社会事業関係者の自主的協同組織体」(i 案、j 案、k 案、l 案)、m 案からは「自主的総合的組織体」(m 案、p 案、r 案)という文言が記されている(o 案では「an independent and comprehensive body」)。民間案の n 案では後述の通り目的の条文が異なっている。

事業内容は、「連絡」「調査」「研究」「総合的企画」「養成」「普及宣伝」が一貫して記されているが(i 案、j 案、k 案、l 案、m 案、n 案、o 案、p 案)、「助成」(i 案、j 案、k 案、n 案では助長、p 案)、「指導」(m 案、n 案、o 案)、「調整」(n 案、p 案)などは法案によって違いがある。

その他の点では、m 案(1950 年 6 月)と、続く厚生省案である p 案(1950 年 11 月)で違いが見られる。前述の通り、m 案が一応の「社会局案」とされ、関係各所との調整が行われたようである。続く p 案には表紙に「省内一応スミ 関係各省末 P.H.W 民間ノ意向ハ大部分取入」と書き込みがある。つまり、この間に各方面との調整が行われ、その結果が p 案に反映されたということである。

m 案から p 案への主な変更点として、次の 4 点が挙げられる。

- ①「社会福祉連合」の条文が削除され、併せて「社会福祉団体」の語が消える
- ②行政の関与が明記される
- ③「会員」に代わって「代議員」の資格が規定される
- ④「地区社会福祉協議会」の条文が加わる

①について、条文の構成として m 案までは「社会事業団体」(i 案、j 案、k 案)「社会福祉事業団体」(l 案)「社会福祉団体」(m 案)(以下「社会福祉団体」と表記)の章が設けられており、「社会事業協議会」(i 案、j 案、k 案)「社会福祉事業協議会」(l 案)「社会福祉協議会」(m 案)(以下「社会福祉協議会」と表記)、「共同募金委員会」、「社会事業連合」(i 案、j 案、k 案)「社会福祉事業連合」(l 案)「社会福祉連合」(m 案)(以下「社会福祉連合」と表記)の三つがそこに位置付けられ、それぞれが都道府県と全国に置かれることとされた。このうち都道府県には「地方社会事業協議会」(i 案、j 案、k 案)「地方社会福祉事業協議会」(l 案)「地方社会福祉協議会」(以下「地方社会福祉協議会」と表記)と「地方共同募金委員会」が置かれ、両団体によって「地方社会事業連合」(i 案、j 案、k 案)「地方社会福祉事業連合」(l 案)「地方社会福祉連合」(m 案)(以下「地方社会福祉連合」と表記)が組織されると規定されている。「地方社会福祉連合」の事業としては、「地方社会福祉協議会」と「地方共同募金委員会」との「連絡調整」の他に、「地方社会福祉協議会」の会員

である「社会事業法人」(i 案、j 案、k 案)「社会福祉事業法人」(l 案)「社会福祉法人」(m 案)(以下「社会福祉法人」と表記)の「業務又は財産の状況に関する監査」や「監事の監査事務の指導」が挙げられている。また、「社会福祉連合」の役割として「関係行政庁に意見を述べることができる」、「関係行政庁より意見を求められた場合には、これに対し答申しなければならない」とされた。

しかし、p 案からは「社会福祉連合」の条文は削除されている。そして、これに伴って「社会福祉団体」の概念も無くなり、代わって社協と共同募金委員会は「社会福祉法人」の章に位置付けられた。o 案でも p 案と同じ位置付けであり、o 案の前に「社会福祉連合」の条文が削除されていたことが分かる。また、q 案以外は条文でも社会福祉法人であることと明記されている(p 案、r 案、s 案)。

ところで、m 案まで「地方社会福祉連合」の役割として「社会福祉法人」の監査などが挙げられていた。そして、「社会福祉法人」の監督庁について m 案までは「社会福祉法人は、厚生大臣が監督する。但し、厚生大臣の権限の一部は、これを都道府県知事又は特別市の市長に委任することができる」と規定されていたのが、p 案からは後段の委任規定が削除されている。「社会福祉法人」の監督権限の一部を都道府県知事に委任することと、都道府県に「地方社会福祉連合」を設置することが結び付けて考えられていたのかもしれない。

②と③は関連している。「地方社会福祉協議会」の会員は、m 案までは基本的には「区域内に住所又は社会福祉事業の施設を有する社会福祉事業法人」とされ、この他に「社会福祉事業に奉仕し、且つ、協議会の目的に同意するもの」と「学識経験者」が挙げられていた(i 案、j 案、k 案では「会員たる資格を有する」、l 案、m 案では「会員とすることができる」)。m 案ではこれに加えて「区域内に社会福祉事業の施設を有するもの(社会福祉法人を除く)」を「会員とすることができる」とされている。また、l 案までは「会員たる資格を有する者が協議会に加入しようとするときは、協議会は正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない」という条文が設けられていたが、m 案からはない。そして、p 案からは会員資格の規定そのものがなくなり、後述の通り、代わって「代議員」などの資格規定が設けられている。

また、m 案までは関係者の自主的組織体として「社会福祉法人」を主とした会員構成で考えられており、行政がそこに加わることは明記されていなかった。これが p 案では、会員に代わって「代議員」の資格が規定される中で行政の関与が明記された。さらに、団体の要件として、m 案では「その区域内の社会福祉事業関係者の総意により設立され且つ、運営される」とされていたのが、p 案では「その区域内の社会福祉に関心を有する社会福祉事業施設団体及び関係官公庁其の他社会福祉関係者の総意により結成され、且つ運営される」と行政の関与が明確にされている。

「代議員会」については m 案までにも規定があるが、代議員の資格についての規定はな

い。p 案からは、m 案までの「会員」の資格に関する条文に代えて「代議員」の資格が規定されている。m 案までの会員規定については前述の通りであるが、p 案では「代議員会を置くことができる」とされ、「代議員」の資格を有する者として「区域内に所在する公私社会福祉事業施設及び団体」「社会福祉関係の地方公務員」「社会福祉事業に奉仕し且つ、協議会の目的に同意するもの」「学識経験ある者その他約款をもって定める者」が挙げられている。代議員会の権限については、「社会福祉法人の業務に関する重要事項は、約款をもって、評議員会の議決を要するものとする」という社会福祉法人の評議員会の規定を準用することとされている。つまり、社協の業務の重要事項の決定に行政の関与が担保される条文が加えられたということである。ただし、「関係官公庁の公務員は、総代議員の五分之一を越えてはならない」とこととされた。

o 案（1950 年 10 月）はこの中間に位置し、m 案と同様に会員資格（membership）が規定されているが、その一つに「Representative of the national or local public administrative agency（国または地方の公的行政機関の代表者）」が挙げられ、その場合は総会員数の五分之一を越えてはならないこととされている。各方面との調整で行政の関与のあり方が検討される中で、会員資格を規定する形から代議員資格を規定する形に変わったのであろう。

また関連して、m 案までは「社会福祉協議会」の「総会」の条文があり、「会員は、各々一個の議決権を有する」「毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない」「協議会の事務は、定款をもって理事その他の役員に委任したものを除く外、総会の議決によらなければならない」などとされ、その上で、「定款の定めるところにより、総会に代るべき代議員会を設けることができる」として「代議員会」が位置付けられていた。社団法人の様な団体が構想されていたと考えられる。p 案からは「総会」の条文は消える。また、m 案までは「発起人」の条文があり、「協議会を設立するには、その会員にならうとする二十人以上の者が発起人となることを要する」とされ、厚生大臣に設立を申請し、認可を得ることとされたが、発起人や設立の申請についても p 案からは条文がない。先述の通り、p 案からは社会福祉法人の中で位置付けられたため、条文として省かれたのだと考えられる。o 案では p 案と同じく総会、発起人、設立の申請の規定はない。

④について、m 案までは「社会福祉協議会」の圏域として全国と都道府県が挙げられているだけだったが、p 案からは「地方の実情に応じ必要があるときは福祉地区又は市町村の区域を単位として」「地区社会福祉協議会を設立することができる」（p 案、q 案、r 案）と「福祉地区又は市町村」を圏域とする社協が加えられている。この圏域の規定について、o 案では m 案と同じである。

ここにある「福祉地区」は、当時の社会局で福祉事務所の設置に関連して構想されていたものである。法案では「都道府県及び市は、地方社会福祉行政の能率的運営を図るため、その区域を分けて福祉地区を設け、その地区ごとに福祉事務所を置く」（l 案、m 案、p 案）

などと規定されていた。この福祉地区または市町村にも社協を設置することができる、という規定が新たに加わったということである。

この他に、社協と共同募金委員会との関連性について、1 案までは「共同募金の配分を受けようとする社会事業法人」は「協議会の会員たること」が要件とされ、j 案、k 案、l 案ではこれに加えて「共同募金会の発起人は〔中略〕少くとも二分の一は〔中略〕社会事業協議会から推薦された者でなければならない」とされていた。社協と共同募金委員会との関連性に関わる条文は m 案では見られないが、p 案では共同募金委員会の「代議員会」の条文で「代議員」の資格として「地方社会福祉協議会から送出されたもの」と規定された。o 案では m 案と同じく社協と共同募金委員会との関連性に関わる条文はない。

このように 6 月の m 案と各方面との調整を経た 11 月の p 案ではいくつかの違いが見られる。この間に位置するのが、日本社会事業協会による n 案である。n 案の背景を知るために、そこまでの団体統合と地方組織再編の一連の経緯を簡単に見ておきたい。

1949 年 6 月、中央団体の統合に対する社会事業界の要請を受けて（全国社会福祉協議会編 1961：3）、日本社会事業協会に「社会事業組織研究委員会」が設置された。しかし委員会では、中央団体統合については「敢えてこれに触れることを避け、中央に準じた地方組織に関する成案のみ」（全国社会福祉協議会編 1961：4）が、8 月「都道府県社会事業組織要綱」としてまとめられた。そこでは、「勢力分散的」な現状に代えて「綜合組織を確立する」ために「都道府県社会福祉協会（仮称）若しくは社会福祉協議会と称し、民間団体として」組織化すること、必要に応じ郡市区町村に組織を設けて「共同募金運動の協力組織」とすることが提案されている（日本社会事業協会 1949：5，10，20）。

その後、厚生省による調整もあり、翌 1950 年 7 月に日本社会事業協会・同胞援護会による「社会福祉協議会設立準備要綱案」が発表され、9 月に全国民生委員連盟を加えた三団体統合が声明された（全国社会福祉協議会編 1961：7-10）。ちなみに、準備要綱案では地方組織について触れられていないが、その発表（7 月 15 日）に合わせて厚生省社会局から都道府県民生部長宛に発せられた書翰（7 月 15 日）で「各地方における自発的活動により社会事業団体の整備並に地域社会福祉増進の組織が推進されることを期待している」ことが伝えられた。また、8 月 4 日付で日本社会事業協会は地方協会宛に「中央及び地方に社会福祉協議会の設置」を進める協力依頼が当局からあった旨を通知している（全国社会福祉協議会編 1961：8）。

この三団体声明と同じ 9 月に日本社会事業協会によって作成されたのが n 案である。

ちなみに、6 月の社会局案に対しては、これより先に東京都社会事業協会による検討の結果が「社会事業基本法研究試案」<sup>(3)</sup>として発表されていた（全国社会事業大会事務局 1950：157）。この「試案」を受けた日本社会事業協会による検討の経緯は次の通りである。

「当協会は、九月十四日本試案を中心として、研究委員会を開催し、研究審議の結果、本案の主旨に賛同し、これに修正した上、民間側としての法案を作成し、これを速かに厚生

省に提案することを申合せた。〔中略〕急遽法案の起草に着手し九月二十三日これを完成した。本法案については、全国民間代表者と研究審議を遂げることを企図したが、一方社会局では、其の第三案〔m案〕を至急修正をすることになったので、この機会を失しては、折角の民間案を反映させることが出来なくなるので、前項委員会の申合せによって不取敢本協会の名をもって九月二十六日、本民間案を厚生省に提案し且つ其の具現方を要望した」

（全国社会事業大会事務局 1950：157-158）。三団体声明は9月20日で、それを受けて日本社会事業協会内に社会福祉協議会準備事務局が設置されたのが9月26日であった。n案は三団体声明より前の9月14日から検討が始められ、9月23日に完成し、厚生省に提案されたのは準備事務局が設置されたのと同じ9月26日ということである。

n案では社協の目的が「地域における〔中略〕総合計画を樹立し〔中略〕必要なる社会資源を組織化し〔中略〕地域民の関心を喚起し、これに協力賛助せしめ、もって地域社会の福祉を増進することを目的として設立する社会福祉事業施設、団体及び関係官公庁其の他社会福祉関係者の組織体」とされている。そして、このn案の目的の条文は、興味深いことにo案に反映されている。

またn案では要件として「社会福祉事業施設、団体及び関係官公庁其の他社会福祉関係者の総意により設立され、且つ運営される自主的総合的組織体」とされ、目的の条文とともに行政の関与が明確に規定されている。また、会員資格の規定の中でも「社会福祉関係行政庁」が挙げられている。n案の行政の関与の規定は、その後のo案とp案に引き継がれている。

事業として、m案で「連絡、指導、調査又は研究」とあったのが、p案で「調査、研究」「連絡、調整及び助成」と「指導」が省かれたが、n案では「指導」が含まれている。ちなみに、o案でも「guidance（指導）」が含まれているため、o案からp案への過程で省かれたことが分かる。

この他に、発起人、総会、代議員会などの規定はm案とほぼ同じで、また「地区社会福祉協議会」に関する条文がない点、共同募金との関連性を規定する条文がない点もm案と同じである。一方で、m案まであった「社会福祉連合」の規定はn案にはない。

#### 4、p案（1950年11月）から成立法（3月29日公布）まで

続いて、11月の修正案から翌年2月の厚生省最終案を経て3月公布の成立法までの修正過程について、p案（1950年11月）以降の条文の変遷を見ていきたい（表4、表5）。



表4 社会福祉事業法の法案における社協関連の規定（3）p案～s案

|      | p 案                                                                                                                                                   | q 案                                                                                                                                                  | r 案                                                                                             | s 案（修正前）                                                                                                                                                                                 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称   | 社会福祉事業基本法案                                                                                                                                            | 社会福祉事業基本法案                                                                                                                                           | 社会福祉事業法案                                                                                        | 社会福祉事業法案                                                                                                                                                                                 |
| 年月日  | 1950 年 11 月                                                                                                                                           | 1951 年 1 月                                                                                                                                           | 1951 年 1 月                                                                                      | 1951 年 2 月 6 日                                                                                                                                                                           |
| 作成主体 | 厚生省                                                                                                                                                   | 厚生省                                                                                                                                                  | 厚生省                                                                                             | 厚生省                                                                                                                                                                                      |
| 章節   | 第7章 社会福祉法人<br>第5節 社会福祉協議会<br>第6節 共同募金委員会                                                                                                              | 第7章 社会福祉法人<br>第5節 社会福祉協議会<br>第6節 共同募金委員会                                                                                                             | 第7章 社会福祉法人<br>第5節 社会福祉協議会<br>第6節 共同募金委員会                                                        | 第7章 社会福祉法人<br>第5節 社会福祉協議会<br>第6節 共同募金会                                                                                                                                                   |
| 定義   | 第59条 社会福祉協議会とは、社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を図ることを目的として社会福祉事業関係者により設立された社会福祉法人をいう。                                                                               |                                                                                                                                                      | 第59条 社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を図るため、全国をその区域として一の中央社会福祉協議会を、都道府県の区域をその区域として各区域毎に一の地方社会福祉協議会を設立することができる。 | 第59条 社会福祉事業の組織的活動と民主化を図り、社会の福祉を増進する目的をもって、左に掲げる事業を行うため、全国、都道府県、福祉に関する地区又は市町村の区域をその区域として、各区域毎に、社会福祉法人たる社会福祉協議会を設立した場合に、関係行政庁の職員は、その役員となることができる。但し、その場合において、関係行政庁の職員は、役員の総数の五分の一を超えてはならない。 |
| 種類   | 第60条 社会福祉協議会は、地方社会福祉協議会及び中央社会福祉協議会とする。<br>2 地方社会福祉協議会は、都道府県の区域をその区域とし、中央社会福祉協議会は、全国をその区域として各一を設立することができる。<br>3 地方の実情に応じ必要があるときは、福祉地区又は市町村の区域を単位として地区社 | 第59条 社会福祉協議会は、地方社会福祉協議会及び中央社会福祉協議会とする。<br>2 地方社会福祉協議会は、都道府県の区域をその区域とし、中央社会福祉協議会は全国をその区域として各一を設立することができる。<br>3 地方の実情に応じ必要があるときは福祉地区又は市町村の区域を単位として当該地区 | 2 地方の実情に応じ必要があるときは福祉地区又は市町村の区域を単位として当該地区又は区域毎に一の地区社会福祉協議会を設立することができる。                           | 一 社会福祉事業に関する社会調査<br>二 社会福祉事業の総合的企画                                                                                                                                                       |

|    |                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                 |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
|    | 会福祉協議会を設立することができる。                                                                                                                                                                                        | 又は区域毎に一の地区社会福祉協議会を設立することができる。                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                            | 三 社会福祉事業に関する連絡、調整及び助成                                                           |
| 要件 | <p>第 61 条 地方社会福祉協議会は、その区域内の社会福祉に関心を有する社会福祉事業施設団体及び関係官公庁其の他社会福祉関係者の総意により結成され、且つ運営される自主的総合的組織体でなければならない。</p> <p>2 中央社会福祉協議会の決定は、その地方社会福祉協議会を拘束するものとする。</p>                                                  |                                                                                                                                                                                                      | <p>第 60 条 地方社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、その区域内の社会福祉に関心を有する団体及び関係行政庁其の他社会福祉関係者により結成され、且つ運営される自主的総合的組織体でなければならない。</p>                                                                                                 | <p>四 社会福祉事業に関する普及宣伝</p> <p>五 社会福祉事業に従事する者の養成</p> <p>六 その他前各号に掲げる事業の達成に必要な事項</p> |
| 事業 | <p>第 62 条 社会福祉協議会は、第五十九条の目的を達成するため、左の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>一 社会福祉事業に関する調査、研究をなす事業</p> <p>二 社会福祉事業の総合的企画</p> <p>三 社会福祉事業に関する連絡、調整及助成</p> <p>四 社会福祉事業に関する普及宣伝</p> <p>五 社会福祉事業職員の養成</p> <p>六 その他前各号に掲</p> | <p>第 61 条 社会福祉協議会は、左の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>一 社会福祉事業に関する調査、研究をなす事業</p> <p>二 社会福祉事業の総合的企画</p> <p>三 社会福祉事業に関する連絡、調整及助成</p> <p>四 社会福祉事業に関する普及宣伝</p> <p>五 社会福祉事業従事者の養成</p> <p>六 その他前各号に掲げる事業の達成に必要</p> | <p>第 61 条 社会福祉協議会は、第五十九条の目的を達成するため、左の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>一 社会福祉事業に関する調査、研究をなす事業</p> <p>二 社会福祉事業の総合的企画</p> <p>三 社会福祉事業に関する連絡、調整及助成</p> <p>四 社会福祉事業に関する普及宣伝</p> <p>五 社会福祉事業従事者の養成</p> <p>六 その他前各号に掲</p> |                                                                                 |

|                      | げる事業の達成に必要な経費〔マ〕                                                                                                                                                                                                                                                                   | な経費〔マ〕                                                                                                                                                                                                                                                           | げる事業の達成に必要な経費〔マ〕                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 代議員<br>会<br>評議員<br>会 | <p>第 63 条 社会福祉協議会には、代議員会を置くことができる。</p> <p>2 地方社会福祉協議会には〔マ〕、代議員たる資格を有するものは、左に掲げるものとする。</p> <p>一 その区域内に所在する公私社会福祉事業施設及び団体</p> <p>二 社会福祉関係の地方公務員</p> <p>三 社会福祉事業に奉仕し且つ、協議会の目的に同意するもの</p> <p>四 学識経験ある者その他約款をもって定める者</p> <p>3〔略〕</p> <p>4 前二項の場合において、関係官公庁の公務員は、総代議員の五分の一を越えてはならない。</p> | <p>第 62 条 社会福祉協議会には、評議員会を置かなければならない。</p> <p>2 地方社会福祉協議会の評議員は、左に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 その区域内に所在する社会福祉事業を目的とする公益法人の役員</p> <p>二 関係行政庁の職員</p> <p>三 社会福祉事業に奉仕し且つ、協議会の目的に同意するもの</p> <p>四 学識経験ある者</p> <p>3〔略〕</p> <p>4 前二項の場合において、関係官公庁の職員は、評議員の総数の五分の一を超えてはならない。</p> | <p>第 62 条 社会福祉協議会には、評議員会を置かなければならない。</p> <p>2 地方社会福祉協議会の評議員は、左に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 その区域内に所在する社会福祉事業を目的とする公益法人の役員</p> <p>二 関係行政庁の職員</p> <p>三 社会福祉事業に奉仕し且つ、協議会の目的に同意するもの</p> <p>四 学識経験ある者</p> <p>3〔略〕</p> <p>4 前二項の場合において、関係官公庁の職員は、評議員の総数の五分の一を超えてはならない。</p> |  |
| 共同募<br>金との<br>関係     | <p>第 68 条 共同募金委員会は代議員会を置くことができる。</p> <p>2 地方共同募金委員会の代議員たる資格を有する者は左に掲げる者とする。</p>                                                                                                                                                                                                    | <p>第 66 条 共同募金委員会は評議員会を置かなければならない。</p> <p>2 地方共同募金委員会の評議員は左に掲げる者でなければならない。</p>                                                                                                                                                                                   | <p>第 66 条 共同募金委員会は評議員会を置かなければならない。</p> <p>2 地方共同募金委員会の評議員は左に掲げる者でなければならない。</p>                                                                                                                                                                                   |  |

|                                             |                                             |                                             |  |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|--|
| 一 共同募金委員会の<br>目的に同意し且つ共同<br>募金事業に協力するも<br>の | 一 共同募金委員会の<br>目的に同意し且つ共同<br>募金事業に協力するも<br>の | 一 共同募金委員会の<br>目的に同意し且つ共同<br>募金事業に協力するも<br>の |  |
| 二 地方社会福祉協議<br>会から送出されたもの                    | 二 地方社会福祉協議<br>会役員                           | 二 地方社会福祉協議<br>会役員                           |  |
| 三 学識経験者                                     | 三 学識経験ある者                                   | 三 学識経験ある者                                   |  |

出典：p 案、q 案は寺脇隆夫編『資料集戦後日本の社会福祉制度・3 福祉行政基本資料・第6 巻社会福祉事業法（2）』柏書房、2013 年。r 案、s 案は寺脇隆夫編『資料集戦後日本の社会福祉制度・3 福祉行政基本資料・第7 巻社会福祉事業法（3）』柏書房、2013 年。

表5 社会福祉事業法の法案における社協関連の規定（4）s 案～u 案

|                  | s 案（修正後）                | t 案（修正前）                                                                                                                                                                                                     | t 案（修正後）                                                                                                                                                                                               | u 案                                                                                                                                                                                                    |
|------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称               | 社会福祉事業法案                | 社会福祉事業法案                                                                                                                                                                                                     | 社会福祉事業法案                                                                                                                                                                                               | 社会福祉事業法案                                                                                                                                                                                               |
| 年月日              | （1951 年 2 月 6 日）        | 1951 年 2 月 24 日                                                                                                                                                                                              | （1951 年 2 月 24 日）                                                                                                                                                                                      | 1951 年 2 月 28 日                                                                                                                                                                                        |
| 作成主体             | 厚生省                     | 厚生省                                                                                                                                                                                                          | 厚生省                                                                                                                                                                                                    | 厚生省                                                                                                                                                                                                    |
| 章節               | 第 8 章 共同募金及び<br>社会福祉協議会 | 第 8 章 共同募金及び<br>社会福祉協議会                                                                                                                                                                                      | 第 8 章 共同募金及び<br>社会福祉協議会                                                                                                                                                                                | 第 8 章 共同募金及び<br>社会福祉協議会                                                                                                                                                                                |
| 共同募<br>金会の<br>認可 |                         | 第 73 条 厚生大臣は、<br>共同募金会の設立の認<br>可にあたっては、第三<br>十条第一項に規定する<br>事項の外、左の各号に<br>掲げる事項をも審査し<br>なければならない。<br>一 当該共同募金の区<br>域内に社会福祉協議会<br>が存すること。<br>二 特定人の意〔思〕<br>によって事業の経営が<br>左右されるおそれのな<br>いものであること。<br>三 当該共同募金の区 | 第 73 条 厚生大臣は、<br>共同募金会の設立の認<br>可に当っては、第三十<br>条に規定する事項の<br>外、左の各号に掲げる<br>事項をも審査しなけれ<br>ばならない。<br>一 当該共同募金の区<br>域内に社会福祉協議会<br>が存すること。<br>一 当該共同募金の区<br>域内に社会福祉協議会<br>が存すること。<br>二 特定人の意思によ<br>って事業の経営が左右 | 第 73 条 厚生大臣は、<br>共同募金会の設立の認<br>可に当っては、第三十<br>条に規定する事項の<br>外、左の各号に掲げる<br>事項をも審査しなけれ<br>ばならない。<br>一 当該共同募金の区<br>域内に社会福祉協議会<br>が存すること。<br>二 特定人の意思によ<br>って事業の経営が左右<br>されるおそれがないも<br>のであること。<br>三 当該共同募金の配 |

|                               |                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                               |                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者が役員又は評議員に含まれないこと。</p> <p>四 役員又は評議員が、当該共同募金の区域内における各界の民意を公平に代表するものであること。</p>                                                                                                                                                           | <p>されるおそれのないものであること。</p> <p>三 当該共同募金の配分を受ける者が役員又は評議員に含まれないこと。</p> <p>四 役員又は評議員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。</p>                                                                                                                                              | <p>分を受ける者が役員又は評議員に含まれないこと。</p> <p>四 役員又は評議員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。</p>                                                                                                                                                                                   |
| <p>定義</p> <p>種類</p> <p>事業</p> | <p>ページ全体に斜線が施されている</p> <p>〔第 59 条 社会福祉事業の組織的活動と民主化を図り、社会の福祉を増進する目的をもって、左に掲げる事業を行うため、全国、都道府県、福祉に関する地区又は市町村の区域をその区域として、各区域毎に、社会福祉法人たる社会福祉協議会を設立した場合に、関係行政庁の職員は、その役員となることができる。但し、その場合において、関係行政庁の職員は、役員の総数の五分の一を超えてはならない。</p> <p>一 社会福祉事業に関する社会調査</p> | <p>第 74 条 前条第一項第一号の社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、都道府県の区域を単位とし、左の各号に掲げる事業を行うことを目的とする団体であって、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数で組織されるものでなければならない。</p> <p>一 社会福祉を目的とする事業に関する調査</p> <p>二 社会福祉を目的とする事業の総合的企画</p> <p>三 社会福祉を目的とする事業に関する連絡、調整及び助成</p> <p>四 社会福祉を目的とする事業に関する普及宣伝</p> | <p>第 74 条 第一項第一号の社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、都道府県の区域を単位とし、左の各号に掲げる事業を行うことを目的とする団体であって、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものでなければならない。</p> <p>一 社会福祉を目的とする事業に関する調査</p> <p>二 社会福祉を目的とする事業の総合的企画</p> <p>三 社会福祉を目的とする事業に関する連絡、調整及び助成</p> <p>四 社会福祉を目的とする事業に関する普及及び宣伝</p> | <p>第 74 条 前条第一項第一号の社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、都道府県の区域を単位とし、左の各号に掲げる事業を行うことを目的とする団体であって、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものでなければならない。</p> <p>一 社会福祉を目的とする事業に関する調査</p> <p>二 社会福祉を目的とする事業の総合的企画</p> <p>三 社会福祉を目的とする事業に関する連絡、調整及び助成</p> <p>四 社会福祉を目的とする事業に関する普及及び宣伝</p> |

|                         |                                                                   |                                                                                   |                                                                                   |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 二 社会福祉事業の総合的企画          | 五 その他前各号に掲げる事業の達成に必要な事項                                           | 2 関係行政庁の職員は、協議会又はその連合会の役員となること                                                    | 2 関係行政庁の職員は、協議会又はその連合会の役員となること                                                    |
| 三 社会福祉事業に関する連絡、調整及び助成   | 2 関係行政庁の職員は、前項の社会福祉協議会又はその連合会の役員となることができる。但し、役員の総数の五分の一をこえてはならない。 | ができる。但し、役員の総数の五分の一をこえてはならない。                                                      | ができる。但し、役員の総数の五分の一をこえてはならない。                                                      |
| 四 社会福祉事業に関する普及宣伝        | 協議会又はその連合会の役員となることができる。但し、役員の総数の五分の一をこえてはならない。                    | 3 協議会は、社会福祉事業若しくは更生保護事業を経営する者又は社会福祉事業に奉仕する者から参加の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 | 3 協議会は、社会福祉事業若しくは更生保護事業を経営する者又は社会福祉事業に奉仕する者から参加の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 |
| 六 その他前各号に掲げる事業の達成に必要な事項 |                                                                   |                                                                                   |                                                                                   |

出典：寺脇隆夫編『資料集戦後日本の社会福祉制度・3 福祉行政基本資料・第7巻社会福祉事業法（3）』

柏書房、2013年。

目的について、「能率的運営と組織的活動」に加えて、m案からは「自主的総合的組織体」（m案、p案、r案）という文言が記されていたが、s案では「社会福祉事業の組織的活動と民主化を図り、社会の福祉を増進する」こととされている。しかし、t案以降は目的、要件など理念的な性格を表す文言は省かれている。

事業内容について、p案からは「指導」の文言が消されて「調査、研究」「総合的企画」「連絡、調整及び助成」「普及宣伝」「養成」「その他」の六つ（p案、q案、r案）、s案では「研究」の文言が消されて「調査」「総合的企画」「連絡、調整及び助成」「普及宣伝」「養成」「その他」、このうち「養成」は後述する法制局審査により削除され、t案で「調査」「総合的企画」「連絡、調整及び助成」「普及宣伝」「その他」となったが、このうち「その他」が削除され、u案からは「調査」「総合的企画」「連絡、調整及び助成」「普及及び宣伝」と次第に整理されていった。

p案で「代議員」の資格が規定されたが、q案、r案では同様の規定が「評議員」の資格として記されている。いずれも「関係官公庁の職員」は「五分の一を越えてはならない」とされた。s案では評議員会の規定は消えて、代わって「役員」が「関係行政庁の職員は、その役員となることことができる。但し、その場合において、関係行政庁の職員は、役員の総数の五分の一を超えてはならない」と規定された。同様の規定はその後に残り（t案、u案、v案、w案）、成立した法律にも規定された。

p案、q案、r案では「地方の実情に応じ必要があるときは福祉地区又は市町村の区域を

単位として」「地区社会福祉協議会を設立することができる」と「福祉地区又は市町村」を圏域とする社協が条文化されていた。s 案では「必要があるときは」という表現に代わって「全国、都道府県、福祉に関する地区又は市町村の区域として〔中略〕設立した場合に」という書き方になっている。ちなみに、r 案までは「福祉地区」とあったのが、s 案では「福祉に関する地区」となっている。これは、福祉事務所に関する規定で r 案までは「福祉地区」とあったのが、s 案で「福祉に関する地区（以下「福祉地区という。）」と変更されたことに合わせた修正だと考えられる。

また、共同募金との関連性について、p 案では共同募金委員会の「代議員会」の条文で「代議員」の資格として「地方社会福祉協議会から送出されたもの」として規定されたが、q 案、r 案では「代議員会」に代わって「評議員会」が規定され、「評議員」の資格として「地方社会福祉協議会役員」が挙げられた。共同募金会の「評議員会」の規定は s 案にはなく、s 案では共同募金会との関連性を規定する条文が存在しない。

厚生省サイドの最終案とされたのが s 案（1951 年 2 月 6 日）で、s 案が法制局審査に付された。s 案には多数の修正の書き込みなどがあるが、これらは法制局審査の結果で、その指摘の「ほんとどすべてが」 t 案（2 月 24 日）に反映されたとされる（寺脇隆夫 2013 : 21）。また、t 案の書き込みも法制局審査によるもので、指摘は u 案に反映されたとされる（同前 : 21）。s 案、t 案ともに、表では法制局による修正の書き込みがなされる前と後のものをそれぞれ載せている。

法の構成について、s 案では定義、要件、種類（圏域）、事業などの条文が一つの条文（59 条）に整理された。そして、法制局審査を経て、社協と共同募金会は社会福祉法人の章から独立して、「第八章 共同募金会及び社会福祉協議会」となった。また、事業内容の「社会福祉事業に従事する者の養成」に訂正線が引かれている他、第 59 条（社会福祉協議会）と第 60 条（共同募金）、第 61 条（共同募金会）、第 62 条（連合会）の条文全体に斜線が施されているが、修正後の条文は記されていない。続く第 63 条（共同募金の期間）の上部には手書きで「七五」と記されており、これは t 案の条名に沿っており、t 案ではその前に共同募金会と社協の条文がある。s 案の法制局審査の結果、次に見るような t 案の構成になったのだと考えられる。

つまり、s 案までが社協（第 5 節）、共同募金会（第 6 節）の順に規定されていたのが、t 案では「第八章 共同募金会及び社会福祉協議会」として共同募金会（第 73 条）、社協（第 74 条）の順に条文の構成が変わっている。そして、s 案では共同募金会について「厚生大臣の指定した社会福祉法人でなければ共同募金を行うことができない」（第 61 条）とされていたのに代えて、t 案では共同募金会の設立要件を列挙する規定を新設し（第 73 条）、その要件の一つに「区域内に社会福祉協議会が存すること」（第 1 号）を挙げている。s 案では社協と共同募金との関連性を規定する条文がなくなっていたが、t 案からは共同募金会の設立認可に際して社協の存在を必須とする形で両者の関連性を規定したということで

ある。

また、s 案と t 案の違いとして、社協、共同募金会の規定に「更生保護事業を経営する者」が加わった点がある。これは中央更生保護委員会からの要請で加えられた修正だと考えられる（表 6）。

「オパール意見」と書き込みのある「社会福祉事業法案に関する修正意見（二六、二、二〇、中更委）」と「オパール試案」と書き込みのある法務府野紙に手書きされた史料がある（内閣法制局第四部 1951）。「中更委」は中央更生保護委員会の略で、「オパール」は Offenders Prevention and Rehabilitation（犯罪者の予防と更生）を意味し<sup>(4)</sup>、「OPAR」は中央更生保護委員会を指していた（東京毎夕新聞社 1951：302）。つまり両資料とも中央更生保護委員会からの修正提案と考えられる。「オパール意見」は、和文タイプ 5 枚で、1 枚目の冒頭に「社会福祉事業法案に関する修正意見（二六、二、二〇、中更委）」と記され、その上に手書きで「オパール意見」と書き込みがある。内容は、1～2 枚目に第 2 条（適用範囲）、2 枚目に第 61 条（共同募金会）、3 枚目に第 64 条（中央共同募金会による決定の拘束）、4 枚目に第 59 条（社会福祉協議会）、4～5 枚目に第 60 条（共同募金）の条文案が記されており、所々に手書きで書き込みの挿入などがある。「オパール試案」は、「法務府」と記された野紙 2 枚に手書きで、1 枚目に第 74 条（社会福祉協議会）、2 枚目に第 71 条（共同募金）の条文案が記されており、1 枚目の上部欄外に手書きで「オパール試案」と書き込みがある<sup>(5)</sup>。

s 案では更生保護事業は社会福祉事業に含まれないとされ、一方で共同募金は社会福祉事業に配分されることとなっていた。そこで、更生保護事業も共同募金の配分対象となることを明記することが修正の趣旨であったと考えられる。「オパール意見」は s 案の条名で記され、「オパール試案」は t 案の条名となっているため、s 案（2 月 6 日）に対して中央更生保護委員会が修正意見（2 月 20 日「オパール意見」）を提出し、その後の調整過程で作成された「オパール試案」が t 案（2 月 24 日）に反映された、ということであろう。

「オパール意見」では、社会福祉事業の定義に「更生緊急保護法…の適用を受ける事業」を追加した上で、社協、共同募金を除いて更生保護事業には法律を適用しない、という修正を記している。それにとまって、社協の条文で「社会福祉事業」に「その他社会福祉を目的とする事業」を追加し、事業を列挙した条項では「社会福祉事業に関する」とあったのをすべて「社会福祉を目的とする事業」と修正している。また、共同募金について募金の実施主体に「更生保護会」を追加している。

また、「オパール試案」では、共同募金について社会福祉事業または更生保護事業の「過半数にその寄附金を配分する」こと、社協について「社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数で組織されるものでなければならない」としている。

ちなみに、「オパール試案」では第 74 条で「前条第一号の社会福祉協議会」とされており、第 73 条の条文は記されていないが、t 案以降の構成が想定されていたと考えられる。



表6：社会福祉事業法案における「オパール意見」「オパール試案」の影響

|         | 1951年2月6日 社会福祉事業法案 厚生省 (s案、加筆前)                                                                                                         | 1951年2月24日 社会福祉事業法案 厚生省 (t案、加筆前)                                                                                                                              | オパール試案                                                                                                                                                            |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会福祉事業  | 第2条 この法律の適用をうける「社会福祉事業」とは、生活保護法〔中略〕、児童福祉法〔中略〕の適用を受ける事業その他〔中略〕事業で、別表第一及び第二に掲げる事業をいう。但し、更生緊急保護法〔中略〕の規定による更生保護事業〔中略〕の規定による更生保護事業は、この限りでない。 | 第2条 この法律で「社会福祉事業」とは、生活保護法〔中略〕、更生緊急保護法〔中略〕、児童福祉法〔中略〕の適用を受ける事業その他〔中略〕事業で、別表第一及び第二に掲げる事業をいう。                                                                     | 第2条 社会福祉事業を分けて第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業とする。<br>〔中略〕<br>4 この法律において「社会福祉事業」には、左の各号に掲げる事業は、含まないものとする。<br>一 更生緊急保護法〔中略〕にいう更生保護事業<br>〔以下略〕                                  |
| 共同募金    | 第60条 この法律において「共同募金」とは、国民の相互扶助の精神に基づき、社会福祉法人、社会福祉事業に配分するその他の者の経営する社会福祉事業に配分するため必要な資金を、都道府県の区域をその募集区域として、赤い羽根及びその標識を交付する方法で、募集を行うことをいう。   | 第60条 この法律において「共同募金」とは、国民の相互扶助の精神に基づき、社会福祉法人、更生緊急保護法による更生保護事業、その他の者が社会福祉事業を増進する目的をもって、経営する社会福祉事業に配分するため必要な資金を、都道府県の区域をその募集区域として、赤い羽根及びその標識を交付する方法で、募集を行うことをいう。 | 第71条 この法律で「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として行う寄附金の募集であって、その区域内において社会福祉事業又は更生緊急保護法による更生保護事業を営営する者の過半数にその寄附金を配分することを目的とするものをいう。                                                 |
| 共同募金会   |                                                                                                                                         |                                                                                                                                                               | 第73条 厚生大臣は、共同募金会の設立の認可に当っては〔中略〕左の各号に掲げる事項をも審査しなければならない。<br>一 当該共同募金の区域内に社会福祉協議会が存すること。<br>〔以下略〕                                                                   |
| 社会福祉協議会 | 第59条 社会福祉事業の組織的活動と民主化を図り、社会の福祉を増進する目的をもち、左に掲げる事業を行うため〔中略〕<br>一 社会福祉事業に関する社会調査<br>〔以下略〕                                                  | 第59条 社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の組織的活動と民主化を図り、社会の福祉を増進する目的をもち、左に掲げる事業を行うため〔中略〕<br>一 社会福祉を目的とする事業に関する社会調査<br>〔以下略〕                                                   | 第74条 前条第一項第一号の社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、都道府県の区域を単位とし、左の各号に掲げる事業を行うことを目的とする団体であって、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営営する者の過半数で組織されるものでなければならない。<br>一 社会福祉を目的とする事業に関する調査<br>〔以下略〕 |

備考：s案、t案は手書きで修正の書き込みがあるが、加筆前のものを記載した。

出典：s案、t案は寺脇隆夫編『資料集戦後日本の社会福祉制度・3福祉行政基本資料・第7巻社会福祉事業法（3）』柏書房、2013年。オパール意見、オパール試案は内閣法制局第四部（第10回国会・社会福祉事業法案（昭和26年））平14法制00654100、国立公文書館デジタルアーカイブ。

おそらく、s 案の法制局審査を経て第 73 条共同募金会、第 74 条社協という構成に変わった案が作られ、そこに過半数に配分、過半数で組織という規定があり、それに対して「オパール試案」として更生保護事業を含めるという修正の提案がなされた、ということであろう。

「オパール意見」「オパール試案」は何れも t 案に反映され、共同募金が区域内の社会福祉事業または更生保護事業を営業者の過半数に配分されること<sup>(6)</sup>、社協が区域内の社会福祉事業または更生保護事業を営業者の過半数で組織されること<sup>(7)</sup>などが条文化されることとなった。

また、s 案と t 案の違いとして、「福祉に関する地区又は市町村」の社協に関する規定がなくなった点がある。これは、共同募金会の設立と募金の配分という二つの面で共同募金と社協とが制度上で結びつけられたことによる結果だと考えられる。都道府県ごとに置かれる共同募金会が社協と制度上で結び付けられたことにより、「福祉に関する地区又は市町村」の社協を残すとすれば別に条文化する必要性が生じ、結果として省かれたのではないだろうか。t 案からは地方圏域が都道府県だけとなり、福祉地区と市町村は条文から消えた<sup>(8)</sup>。

このようにして、t 案からは新たに「区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数」によって組織されることが要件として加えられ（t 案、u 案、v 案、w 案）、成立した法律にも規定された。さらに、t 案からは共同募金会の設立要件として「区域内に社会福祉協議会が存すること」とされ（t 案、u 案、v 案、w 案）、成立した法律にも規定された。

t 案も法制局審査による修正が手書きで記されている。まず、第 74 条第 1 項の「過半数で組織される」は「過半数及び社会福祉事業に奉仕するものが参加する」とされ、第 4 号の「普及宣伝」は「普及及び宣伝」となり、第 5 号の「その他」の条文は削除されている。また、第 74 条に第 3 項として「協議会は、社会福祉事業もしくは更生保護事業を営業者又は社会福祉事業に奉仕する者から参加の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」という条文が追加された。この内容は 1 案までにはあったが、m 案から省かれ、t 案で復活したことになる。これらの規定はその後残り（u 案、v 案、w 案）、成立した法律にも規定された。

社協関連条文では、u 案以降大きな変更はなく（第 74 条冒頭の「前条第一項第一号」が「前条第一号」に修正のみ）、3 月 2 日閣議決定され、3 月 13 日国会に提出、3 月 26 日可決成立し、3 月 29 日公布された。公布された社会福祉事業法では、都道府県社協の存在が共同募金会の設立要件とされ（第 73 条第 1 号「区域内に社会福祉協議会が存すること」）、都道府県を圏域とし（第 74 条第 1 項「都道府県の区域を単位とし」）、区域内の社会福祉事業または更生保護事業を営業者の過半数が参加し（同前「区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加する」）、関係行政庁の職員は役員となる

ことができるが役員総数の 5 分の 1 を超えてはならないとされ（第 74 条第 2 項「関係行政庁の職員は、協議会又はその連合会の役員となることができる。但し、役員の総数の五分の一をこえてはならない」）、社会福祉事業や更生保護事業の経営者などからの参加の申し出を拒んではならないこととされた（第 74 条第 3 項「社会福祉事業若しくは更生保護事業を経営する者又は社会福祉事業に奉仕する者から参加の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」）。

## 5、おわりに

本稿の考察によって、法案の当初から社協の規定があったこと、当初は社協と共同募金会による「社会福祉連合」の規定があったこと、当初は会員が議決権を有する「総会」の規定があったこと、各方面との調整を経て行政の関与が規定されるようになったこと、一時期は「福祉地区又は市町村」の社協の規定があったこと、最終段階まで事業内容として従事者養成が含まれていたこと、中央更生保護委員会からの意見を受けて更生保護事業が追加されたこと、などが明らかとなった。このように法案の検討過程で社協の規定は変化していたが、これまでその内容が検討されることはなかった。

当時、庶務課長として担当していた黒木利克は次のように説明している。「社会福祉協議会の組織に当って当初、わが国の習慣或は国民性から考えて何らかの法的裏付けをすることが必要ではないかとの意見も少なくなかったが、本来社会福祉協議会は市民の自主自発的な組織であり民主的に運営さるべきものであるとの本質論から、当分このことは考えないことになった。しかし〔中略〕社会福祉事業法において共同募金に関する規定を設けるに当って、それとの関係を明らかにするため都道府県単位 of 社会福祉協議会に関しても若干の規定が挿入されたのである」（黒木利克 1958：576）。

経緯を振り返ると、m 案までは発起人が設立の認可を厚生大臣に申請する形で地域の自主性を規定していた。p 案から発起人や設立申請の規定はなくなったが、p 案では「設立することができる」、s 案では「設立した場合」と任意性を規定していた。そして t 案では、共同募金会の設立要件に社協を挙げることで事実上社協の設立は必須となり、過半数の参加を求めることで民主性が担保されることになった。黒木は、法的な裏付けが必要との意見があったが、自主性を重視してそれは見送られ、共同募金との関係で都道府県社協を規定するのみに止めた、と記しているが、経緯を見る限りその説明は当たらない。s 案まで「福祉地区又は市町村」の規定があり、その規定が省かれた経緯を見ても、これを市町村社協についての説明と考えることにも無理がある。黒木の説明は、民間が主体となって自主的に組織される団体を法的に裏付ける難しさが、s 案から t 案への修正の背景にあったことを指しているのかもしれない。

本稿で考察した法案の検討過程は、当時の社協創設をめぐる経緯のなかに位置付けられ

る必要がある。1949（昭和24）年以降の社協創設の過程については別稿で改めて取り上げたい。

## 注

- （1）n案、p案、s案、t案、v案は内閣法制局第四部（1951）にも収録されている。
- （2）黒木利克（1953）では1950年のできごととされているが、熊沢由美（2000b：127）が指摘する通り1949年の誤りである。
- （3）東京都社会事業協会の「社会事業基本法研究試案」については山口安憲（1950）を参照。
- （4）『更生保護50年史』には「Offenders Prevention And Rehabilitation Lawの頭文字のOPARLからとったものである」（更生保護50年史編集委員会編2000・第1編：233）という記述があるが、当時の資料では「OPAR」と記されている。
- （5）先行研究では鶴沼憲晴（2009）、鶴沼憲晴（2013）が「オパール意見」に触れているのみである。鶴沼憲晴（2013）は「社会福祉事業法案に関する修正意見」について、厚生省社会局は更生保護事業は社会福祉事業に含まないとしたが「更生保護会（更生保護事業経営者）を共同募金の配分先として追加することに関しては譲歩したのだろう（黒木1951c：68）。それに伴い、共同募金の配分先と表裏の関係にある社会福祉協議会の構成者にも加わった」と推測している（鶴沼憲晴2013：89）。ちなみに、鶴沼が典拠として挙げている黒木利克（1951）の該当箇所には「シャープ勧告、行政事務再配分の勧告との調整、更生保護事業との調整等の幾多の経緯があった」（黒木利克1951：68）とだけ記載がある。
- （6）当時、中央更生保護委員会事務局少年部長の池田浩三は日本更生保護協会の雑誌『更生保護』1951年3月号の中で、次のように「オパール意見」「オパール試案」に沿った見解を記している。「更生保護事業は〔中略〕専ら刑事政策に基く活動であって、一般の社会福祉事業の範ちゅうに入らないのであるから、これを厚生省所管の社会福祉事業中に加えることは当を得ないのであって、社会福祉事業基本法案中にその考慮が必要なことは勿論である。／なほ厚生省のみを主管庁とする同法案中に共同募金及び社会福祉協議会に関する法文をも併せ設ける構想についていえば〔中略〕従来の事業分野の沿革及び広い観点に立った社会福祉の見地からみて、更生保護事業を殊更その適用外に置く何らの理由もないのであるから、これを法文化するとすれば、当然更生保護事業の関係をもその中に適当な形で組み込むべきであり〔後略〕」（池田浩三1951：20）。池田浩三の肩書は『更生保護』（2）（1951年2月）所収同名論文の「（上）」による。
- （7）『更生保護』1951年5月号では次のように社協組織への積極的な参加が呼びかけられている。「今各地で都道府県に設けられている社会福祉協議会には保護観察協会や更生保護会は、どの程度に参加すればよいのでしょうか。〔中略〕この協議会は今後共同募金の組織と表裏一体的な関係になって行きますから、その意味から言っても、保護司の方々や更生保護事業の関係者は、大いに積極的に参加すべきものだと考えます」（中央事務局久保課長1951：15）。
- （8）法案提出の際の「社会福祉事業法案逐条解説」では「市町村その他の地区を単位として、この規定に準じた協議会をつくることは望ましく、本法においてはこれを何等禁じていない」（寺脇隆夫編2013e：139）と記されている。

## 参考文献

- 蟻塚昌克 (1999)「社会福祉事業法形成の基礎過程把握によせて」『埼玉県立大学紀要』(1)、37-45
- 中央事務局久保課長 1951「保護司から見る更生保護事業」『更生保護』2 (2)、8-15
- 橋本宏子 (2015)「中間媒介組織としての社会福祉協議会へー研究の視覚と方向性」橋本宏子・飯村史恵・井上匡子編著『社会福祉協議会の実態と展望-法学・社会福祉学の観点から』日本評論社、1-96
- 池田浩三 1951「更生緊急保護法をめぐる諸問題 (中)」『更生保護』(3)、16-20
- 井岡勉 (1968)「地域福祉組織の整備課程-社会福祉協議会の発達史的検討」『社会学部論叢』(2) 佛教大学学会、61-83
- 川上富雄 (2023)「市町村社会福祉協議会の設立過程と実践理論の形成」『駒沢大学文学部研究紀要』(80)、19-47
- 更正保護 50 年史編集委員会編 (2000)『更正保護 50 年史：地域社会と共に歩む更生保護』(2 分冊) 日本更正保護協会
- 熊沢由美 (2000a)「社会事業法の「死文化」をめぐる」『現代社会文化研究』新潟大学大学院現代社会文化研究科紀要編集委員会編 (18)、135-156
- 熊沢由美 (2000b)「社会福祉事業法の制定」『現代社会文化研究』(19)、115-142
- 黒木利克 (1951)『現代社会福祉事業の展開-社会福祉事業法の解説』中央社会福祉協議会
- 黒木利克 (1953)『社会福祉の手帖-続社会福祉主事』中央法規出版
- 黒木利克 (1958)『日本社会事業現代化論』全国社会福祉協議会
- 中島修 (2003)「戦後初期における市町村社協の組織化過程に関する研究」『日本社会事業大学研究紀要』(50)、137-149
- 内閣法制局第四部 (1951)「第 10 回国会・社会福祉事業法案 (昭和 26 年)」平 14 法制 00654100 国立公文書館デジタルアーカイブ <https://www.digital.archives.go.jp/> (最終閲覧 2025 年 9 月 5 日)
- 西村正広 (2002)「1950 年代の社会福祉協議会活動論に関する研究」『高崎健康福祉大学紀要』(1)、131-143
- 日本社会事業協会 (1949)「都道府県社会事業組織要綱」全国社会福祉協議会編『全国社会福祉協議会百年史・資料編』全国社会福祉協議会、2010 年
- 小川政亮 (1990)「社会福祉事業法先行諸案と本法の意義-公的責任問題を中心に」『日本福祉大学研究紀要』(82)、1-41
- 小野顕編 (1979)『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書・改訂版』社会福祉研究所
- 田代国次郎 (1984)「戦後日本のコミュニティ・オーガニゼーション」『広島女子大学文学

部紀要』(19)、73-92

寺脇隆夫(2013)「解説・社会福祉事業法の立案・制定過程」寺脇隆夫編『資料集戦後日本の社会福祉制度・3 福祉行政基本資料・第5巻社会福祉事業法(1)』柏書房、5-27

寺脇隆夫編(2010)『戦後創設期/社会福祉制度・援護制度史資料集成〔第Ⅰ期〕:マイクロフィルム版木村忠二郎文書資料』柏書房

寺脇隆夫編(2011)『戦後創設期/社会福祉制度・援護制度史資料集成〔第Ⅱ期〕:マイクロフィルム版木村忠二郎文書資料』柏書房

寺脇隆夫編(2013a)『資料集戦後日本の社会福祉制度・3 福祉行政基本資料・第3巻福祉主事・福祉事務所(1)』柏書房

寺脇隆夫編(2013b)『資料集戦後日本の社会福祉制度・3 福祉行政基本資料・第5巻社会福祉事業法(1)』柏書房

寺脇隆夫編(2013c)『資料集戦後日本の社会福祉制度・3 福祉行政基本資料・第6巻社会福祉事業法(2)』柏書房

寺脇隆夫編(2013d)『資料集戦後日本の社会福祉制度・3 福祉行政基本資料・第7巻社会福祉事業法(3)』柏書房

寺脇隆夫編(2013e)『資料集戦後日本の社会福祉制度・3 福祉行政基本資料・第8巻社会福祉事業法(4)』柏書房

東京毎夕新聞社(1951)『毎夕世界年鑑 昭和26年版』東京毎夕新聞社

鵜沼憲晴(2007a)「社会福祉事業法における社会福祉事業の種別化に関する経緯」『皇學館大学社会福祉論集』(10)、31-40

鵜沼憲晴(2007b)「社会福祉事業法の立案過程における法名称の経緯」『皇學館大学社会福祉学部紀要』(10)、57-65

鵜沼憲晴(2009)『社会福祉における共通的基本事項-その軌跡と課題』港の人

鵜沼憲晴(2013)「社会福祉事業の史的研究(3) 社会福祉事業法成立過程と社会福祉事業の特徴」『皇學館大学紀要』(51)、106-71

山口稔(2000)「第1章 戦後民間社会事業組織の再編と社会福祉協議会の設立-初期社会福祉協議会理論の形成」同著『社会福祉協議会理論の形成と発展』八千代出版、1-47

山口安憲(1950)「東京都社会事業協会の社会事業基本法研究試案について」『社会事業』33(10)、10-17

吉田久一(1979)「社会事業法・社会福祉事業法の成立」『社会事業の諸問題:日本社会事業大学研究紀要』(25)、17-55

全国社会福祉協議会編(1961)『全国社会福祉協議会十年小史』全国社会福祉協議会

全国社会事業大会事務局(1950)『昭和二十五年全国社会事業大会要綱』昭和二十五年全国社会事業大会事務局

## 研究ノート

# 教員志望学生に内在する隠れたカリキュラム —教職課程で求められるアンラーン—

The Hidden Curriculum Pre-existing in Aspiring Teachers:  
The Necessity of Unlearning in Teacher Education

森川由美 Yumi Morikawa

専門領域：教育社会学

キーワード：隠れたカリキュラム、アンラーン、教職課程

### — 目 次 —

1. はじめに
2. 教員志望学生と学校の「あたりまえ」
3. 調査方法
4. 調査結果と考察
5. おわりに

## 1. はじめに

本研究ノートは、教員志望の学生が大学教育を含めたそれまでの学校教育を通して無意識的に学んだ隠れたカリキュラムを探るものである。

学校教育における「カリキュラム」とは、学校で児童生徒が学ぶ内容である。そのカリキュラムは顕在的カリキュラムと隠れたカリキュラムに分けられる。前者は、明示化されたものであり、日本の場合は文部科学省が定める学習指導要領や、その学習指導要領をもとに各学校が定める教育課程を指す。後者は、明示化されていないにもかかわらず児童生徒が学校生活を送るなかで無意識的に学んでいくものである。隠れたカリキュラムの例として、かつて多くの学校の出席番号の順番が男子の次に女子があったことや、学級の委員長は男子、副委員長は女子となっていたことにより、男性優位のジェンダーギャップを「あたりまえ」として児童生徒が学んでいったことが挙げられる。

隠れたカリキュラムの研究のなかで、本稿の題名に近い論文として古市将樹

の「教員にとっての隠れたカリキュラム論に関する一考察」(2023)がある。この論文のなかで古市は、隠れたカリキュラムを「顕在的なカリキュラムの狙い以外のことが学ばれる内容」(p.96)だと述べ、教員や教員志望者にとっての隠れたカリキュラムの特徴を検討した。だが、古市(2023)の「教員にとっての隠れたカリキュラム」は、教員や教員志望者が身につけている隠れたカリキュラムではなく、隠れたカリキュラムを子どもたちに対して有効に活用するという言説に対する疑問から、教員にとって効果的な隠れたカリキュラムの子どもたちへの意図的な活用について検討したものである。したがって、隠れたカリキュラムの定義は古市(2023)と同様であるものの、本稿で取り上げるのは、教員は含まず教員志望者である教職課程の学生であり、かつ、教職課程の学生が「あたりまえ」として身につけてしまっている隠れたカリキュラムである点が古市(2023)の視点と異なる。

## 2. 教員志望学生と学校の「あたりまえ」

教職課程の学生がそれまでの学校経験のなかで「あたりまえ」として身につけてしまっている隠れたカリキュラム、換言すれば教員志望学生に内在する隠れたカリキュラムに本稿が注目する理由は以下の3つである。

第1に、筆者が担当する授業において、学校のありかたで議論になる事柄に対し、教員志望の学生(特に1、2年生)が教員を目指さない学生より関心が薄い場面に遭遇してきたからである。学校経験が自分にとって望ましいものだったからこそ教職を目指し、学校生活に適応できていたからこそ、学校のありかたを「あたりまえ」と捉えるということが推察できる。たとえば、授業で学校の制服を取り上げた際、制服があることを「あたりまえ」として捉えていたり、通知表がない公立小学校があることに対して想像が乏しかったりする割合が、教員志望学生の方がそうでない学生の集団より多いことが度々あった。

第2に、教職課程の学生が2023年9月に教育専門職のワークショップに参加し、このワークショップが教育専門職に与えた影響に関する浜田・森川(2024)の分析結果である。浜田・森川(2024)は、教員志望学生の参加が教育専門職にとって「子どもと年齢の近い大学生と対話することで、子どもとの対話を模擬体験」(p.18)となり、だからこそ、「『子ども達のSOSOを受け止める関わり方』という職能開発を促進した」(p.20)と述べている。参加した教育専門職は、子ども、および、若手教員への理解を深める機会が得られるとして、教職課程の学生の参加を評価していた。つまり、教育専門職は自身の世代から変化している現実の子どもたちや若手教員たちを理解するために、学校現場の「あたりまえ」を疑おうとしている。しかし、教職課程の学生たちは前述したように学校の現状を「あたりまえ」と捉える傾向がある。この差をどのように理解できるのだろうかということである。

第3に、2024年度にも5月と11月に行われた本ワークショップにおける教職課程の学生の反応である。2024年度は本学のスクールソーシャルワーク・メ



ジャー（以下、SSW メジャー）の学生も教職課程の学生とともに参加した。この 2 回のワークショップに対するインタビューにおいて、2023 年 9 月のワークショップに対するインタビューとは異なる回答が得られた。また、教職課程の学生と SSW メジャーの学生の回答に違いが見られた。

本稿では、これら 3 回のワークショップに対する学生のインタビュー回答から、教員志望学生に内在する隠れたカリキュラムを明らかにしていく。なお、2023 年 9 月に行われた本ワークショップをもとに、教育専門職による自主研修に教員志望学生が参加する学生側の効果に関して森川・浜田（2024）は、①教員志望学生が「現場感」の獲得によって学校教育の課題や実践を具体化できること、②教育実習の準備や振返りができること、③チーム学校を創る教員としてのエイジェンシー<sup>1</sup>の基盤を形成できることという 3 点を導き出している。この知見に教員志望学生の「あたりまえ」を関連づけてみると、「あたりまえ」が「現場感」の獲得により変化することが推測できる。そこで本稿では、本ワークショップへの参加により教員志望学生が「現場感」を獲得することで、どんな「あたりまえ」をどのように変化させているのかを探り、教員志望学生に内在する隠れたカリキュラムを明らかにしていく。換言すれば、隠れたカリキュラムで身につけた「あたりまえ」をアンラーンして、新たなものを学んでいくプロセスを探っていく。

アンラーンとは、「学びほぐし」「学びなおし」と言われ、熊平（2021）によれば、「学びを意味するラーンに逆の動作を表すアンが付いた言葉」であり、「自分の経験に基づくものの見方を手放す」（pp.104-5）ことである。

なお、この教育専門職が参加したワークショップは「チャーリーワークショップ」と名付けられ、「すべての子どもが自分らしく社会をつくる大人になる」という目的をすべての大人が合意し、多様な空気が豊かに充満する学びの場<sup>2</sup>を特徴とする自主研修である。本ワークショップは、映画『みんなの学校』の舞台となった大阪市立大空小学校の初代校長の木村泰子さんと同校の元教員の塚根洋子さんにファシリテーターを引き受けていただき、2018 年度より毎年 1 回または 2 回行われている（本ワークショップの詳細は森川・浜田（2024）、および、浜田・森川（2024）を参照）。したがって、2023 年 9 月に教職課程の学生が初めて参加したチャーリーワークショップは、本ワークショップが開始して 6 年目のことであった。だが、教員志望学生に焦点を置く本稿では、この 2023 年 9 月のワークショップを第 1 回、2024 年 5 月と 2024 年 11 月をそれぞれ第 2 回と第 3 回と呼ぶこととする。

### 3. 調査方法

使用するデータは、2023 年 9 月 17・18 日（第 1 回）、2024 年 5 月 11・12 日（第 2 回）、および、11 月 23・24 日（第 3 回）に開催されたチャーリーワークショップ<sup>3</sup>終了後、約 3 ヶ月後に参加した学生に対してグループインタビューを実施して取得したものである（第 2・3 回は教職課程の学生だけでなく、

SSW メジャーの学生にも実施）4。インタビュー内容は、参加した教職課程の学生に内在している「あたりまえ」を直接的に聞き出すのではなく、本ワークショップの振返りとして実施した半構造化インタビューのうち、以下の質問の回答から分析した。

- 〔質問 1〕《教職課程の学生のみ》チャーリーワークショップから約 3 ヶ月経ち、「学校教員」の仕事に対して新たな気づきがありましたか（←教員の仕事自体に関する質問）。また、同僚教員や SSW・SC や地域の人々と協働して行う教員の仕事イメージがどう変わりましたか（←教員と SSW・SC や地域の人との協働に関する質問）。
- 〔質問 2〕《教職課程 4 年生のみ》教育実習において、チャーリーワークショップに参加したことが役立ったことがありましたか。または、チャーリーワークショップに参加したことによって教育実習でやりづらかったことがありましたか。
- 〔質問 3〕チャーリーワークショップの影響（ワークショップを受けてものの見方、考え方、行動の変化など）について自由に語ってください。
- 〔質問 4〕あなたにとって、チャーリーワークショップでは学べるが大学の授業では学べない学びは何ですか。

森川・浜田（2024）や浜田・森川（2024）が取り上げた第 1 回ワークショップには 30 人が参加した。第 2 回ワークショップには 34 人が参加し、第 3 回のワークショップには 33 人が参加した。これら 3 回のワークショップについて、以下の表では参加者の職業ごとの人数を示した。

なお、学生への各インタビューは、倫理的配慮の観点から、まえもって調査目的と使用目的を文書で説明して同意を得てから実施した。

表 教職課程の学生が参加したチャーリーワークショップの参加者内訳

|                               | 第 1 回<br>2023 年 9 月 | 第 2 回<br>2024 年 5 月 | 第 3 回<br>2024 年 11 月 |
|-------------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 学生（教職課程）                      | 8                   | 6                   | 7                    |
| 学生（スクールソーシャルワーク・メジャー）         | 0                   | 2                   | 2                    |
| スクールソーシャルワーカー                 | 1                   | 1                   | 1                    |
| スクールカウンセラー                    | 3                   | 3                   | 2                    |
| 教育委員会等行政職                     | 1                   | 0                   | 3                    |
| 教員（大学教員を除く）                   | 7                   | 10                  | 10                   |
| 大学教員                          | 3                   | 3                   | 2                    |
| そのほか（ゲストの中高生含む <sup>5</sup> ） | 7                   | 9                   | 6                    |
| 合 計                           | 30                  | 34                  | 33                   |

（単位：人）

## 4. 調査結果と考察

前述した4つの質問に対する回答から、教員志望学生に内在化する「隠れたカリキュラム」として、①教科指導に偏った教師像、②通級指導教室の生徒への視点、③質問には必ず正解があるという3つを挙げることができる。以下では、教員志望学生がこれら3つの隠れたカリキュラムを本ワークショップのなかで「現場感」によってどのようにアンラーンできたのか・できなかったのか、アンラーンできた場合は何を新たに学んだのかを検討していく。

インタビューの学生名はアルファベット（順不同）とし、学年は当該ワークショップ時とした。ただし、SSWメジャーの学生は2名のみのため、学年を示していない。

### ① 教科指導に偏った教師像

〔質問1〕に対して、D（3年）の回答は次のようであった。

小中高で、生徒とか子どもの目線でみよった教員って、どうしても授業のなかとかのことがほとんどじゃないですか。で、大学入って授業受けていて、教員に関することで、教育の歴史とかを省いたら、半分くらいは授業に関する…社会科だったら、地理・歴史・公民とかの指導法というのを習ってきたので。大空小学校の映像とか話を聞いたときの職員室内の先生の会議とか、地域の人とのコミュニケーションというのは、教科書の中でなんとなく見たけど、実感がわいてなかったというのがあるので、授業とかは教員の仕事のほんの一部にすぎないなというのは感じたというか。（D：第1回）

H（2年）も同様な気づきを得ている。

先生というのは、生徒側からだったら、壇上に立って、生徒と対面で成績の話して懇談みたいなのだけだったんですけど、実はまだ仕事がいっぱいあるよと。（H：第1回）

また、F（3年）も教科指導以外の仕事の多さについてワークショップで学んだと述べると同時に、大変さよりも魅力のほうを強調していた。

子どもからも学べる点もある所に関しては、教員という仕事はとても魅力的なのかなと感じました。ほかの仕事では学べない、子どもとの関係が教員の魅力ではあるかなと。（F：第1回）

3人に共通するのは、教育専門職による具体的な現場の話がワークショップの参加者間で検討されたことから「現場感」が獲得され、教科指導の比重が大きい教師像をアンラーンして、子どもとの関係形成、教員を含めた教育専門職

同士の関係形成、および、地域の人々とのつながり形成も教員の重要な仕事として見えてきたということである。

## ② 通級指導教室の生徒への視点

〔質問 2〕への回答として挙げられたなかで教員志望学生に内在する隠れたカリキュラムといえるのは、教育実習で授業を担当した通常級における通級指導教室の生徒への対応についてであった。F（4 年）は、平等意識と言えそうな自分の「固定観念」により個別配慮を軽視していることをワークショップで気づいて教育実習に行けたという。逆に、D（4 年）はワークショップで学んだことが過干渉に注意を向けることに役立ったと述べていた。

（ワークショップによって）固定観念をちょっと崩してから教育実習に行けたというのは大きかったんじゃないかな。（中略）その子たちに意見を出してもらいながら、どういうのだったらわかる・わからない、むずかしい・理解しにくいというのを結構聞くようにできるようになったんで。そういうことについて（ワークショップで）考えたことは価値があるものだったと思います。（F：第 3 回）

自分は逆かもしれない。そういう支援が必要ですよとされている人ってなると、自分はたぶん最初は「何とかしなくちゃいけない」と必要以上に干渉しようっていうのがあったと思うんですよ。チャーリーワークショップで、「そういう扱いをしないで欲しい」という話があったんですけど、こういう何かがあるから過干渉をするのは間違いだと（当事者の）生の声を聞いたのでわかって。（D：第 3 回）

F も D も、学校生活において通級指導教室の生徒と同じ教室で過ごした経験が少ないということが、それぞれの「固定観念」を形成する隠れたカリキュラムとなった。だが、その「固定観念」を本ワークショップで「現場感」によってアンラーンして、その子に必要な部分を自分でみとるという視点が持てるようになったといえる。

## ③ 質問には必ず正解がある

〔質問 3〕と〔質問 4〕からは「場の雰囲気」や「正解」に関する回答が以下のように得られた。大学の授業における学びと本ワークショップにおける学びの違いを、F（4 年）は学びの場で形成される雰囲気による関係性の違いとして捉えていた。

ワークショップは「同志」やけど、大学は「他人と他人」。意見を引き出すには、そういう関係性の方が…。日本人は空気でしゃべる・しゃべらないとかを決めるので、誰でも喋っていい、喋るかはその人次第やけど、いつでも

しゃべっていいですよって雰囲気があるのは、あの場には適しとって。それをいろんな面で進めていくべきじゃないかなと。(F：第2回)

この「同志」だから対話ができるという見方について、E(4年)はG(3年)のワークショップにおける発言に触れながら次のように語っている。

確かにその通りやなど、(だから)何でも話せる。Gさんが「綺麗ごと」と感想を言っていたんですよね。自分は一瞬、「大丈夫ですか!」と思ったのですが、別に誰も怒らなかったし。Gさんが本音でものを言っていたので、それが何でも話せるということの象徴なのかなとは思いますね。(E：第2回)

また、「場の雰囲気」に関して、D(4年)は授業では自分の考えというよりもその場で求められている「正解」を探して「自動的にそういう感覚が発動して言っちゃう」と述べ、本ワークショップでは授業では話さないことを「うっかりポロっと」語ってしまったという。これは授業よりも本ワークショップでは自分の考えを述べやすいと理解できそうではあるが、以下の語りにあるようにその「ポロっと」もワークショップの雰囲気に合わせた「正解」を述べたのかもしれないという分析をDが行っていた。

(ワークショップでは) こういう考えがあるっていうのを話して、ある程度の緊張感があって話している感じがあったので。こっちもちゃんとと言わないとダメなのかなって思って言ったのかもしれないです。結局、あの場に合わせて言っただけかもしれないけど。(D：第2回)

この「場の雰囲気」については、SSW メジャーのXとZも述べていた。

何が安心かという、何を言っても、何を伝えても、とりあえず受け入れてくれる。「それは違うだろ」とか「そうじゃない」とかは差し置いて、一個人の私の意見として聞いてくれる、信じてくれる。その空気感があるから「私はこう思います」っていう自分の思いだけで話すことができたのかな。まわりの人に「こう思われるんじゃないか」「こう思われたらイヤだ」というまわりの人基準の意見の言い方ではなくて。もちろん礼儀として適切な言葉は選ぶかもしれないけど。(X：第2回)

何話してもいい。テーマがある場合もあったんですけど。いろんな方、年代とかがいて、自由だからこそできることとか、学べることとかがあったのかなと思って。(Z：第2回)

「まわりの人基準の意見の言い方ではなくて」「何話してもいい」と述べながらも、SSW メジャーの2人は、「間違えること」「失敗」への懸念も話していた。

間違いとかないんでしょうけど、「違うこと言ったらいややな」とか。「どう思いますか？」みたいな話がまわってきたときかな、自分なりに言ってみたけど、(ファシリテーターが)全然悪気はないし、優しく「ほんまにそれそうか？」って感じで言ってくださったんですけど、私的には「あ？」みたいな。間違ってしまったのではない…間違った感覚みたいなのに、「やらかしたかな」と。(Z：第2回)

(私が)失敗したくないという思いがある理由は、失敗して回りの人に迷惑かけて、迷惑だと思っていないだろうけど、「ああ失敗したな、手間取らしたな」と思ったり。失敗して「なんでできんのや」と言われたりとか。その失敗したことによる負の影響が大きいんじゃないかな。時間がかかっても、自分が失敗して怒られなければ、失敗して迷惑かけない方法を探すことができれば、それでいいやってなる。そのマイナスな感情が自分に降りかかって自分が苦しくならなければ、そっちのほうがマシ。(X：第2回)

さらに、Xは第3回のワークショップでは、ファシリテーターの木村泰子さんが投げかけた質問に対し、「泰子さんの思い描いている答えはこれなんだろうな」と意識しながら発言したことがあったという。

このように、SSW メジャーの2人は本ワークショップが「何話してもいい」という雰囲気を持つと述べながらも、「正解」を意識していた。教職課程の学生もSSW メジャーの学生ほどではないものの、その場が求めている「正解」を意識することから逃れられずにいることがわかった。

さらに、教職課程のJ(3年)からは、ワークショップで投げかけられた質問・提案に対して、その答えをすぐに求めてしまうという発言が出た。

私は「こうする必要がある」と言われた場合に、(どのようにそのようにするのか)すぐに答えを求めてしまうんだなって、今回のワークショップで思っ。泰子さんが「変わらないといけない」って、何十年後かには不登校が倍になって、それをなくすために、一人一人が変わらんといかんといってたじゃないですか。私的にはそれが「どうしたらできるん？」って思っ。「なんでそれを教えてくれないんだろ」って思ったんですけど。すぐに答えを求めるんじゃなくて、一回考えてみたほうがいいのか…と思っながら。自分では考えていたつもりなんですけど、考えが足りていないのかなと思ったり。(J：第3回)

Jに呼応して、I(3年)は第3回ワークショップではその傾向が学生に特徴的だったと述べている。

なんとなく学生のほうが答えを求めがちかな…っていう。他の人たちを見ても。社会はそんなに簡単じゃないとは思いますが、そこは経験の差な

んですかね。けどなんか、学生のほうが（答えを）求めがちなような気がする。結局好みというか、白黒つけたい人が多いのか、グレーゾーンを好む人が多いのか、って問題に最後行きつきそうな気がするんですけど。僕は白黒も好きですけど、グレーも好きなので、どっちとも言えないかなと…けど、全体的に見たら、学生のほうが白黒をつけたい、スッキリしたいみたいな。

（I：第3回）

Iの発言の最後の「スッキリしたい」は、学校における学びがスッキリして終わるとも受け取れる。だが、Iは第2回後に本ワークショップの学びが直線的ではなく、多様な考えが交差することを評価して次のように述べていた。

現場に立っている人、いま立っているからこそ、「生の声」みたいなのが聴けるのはやっぱりいいのかな。そこから離れた人とか、少し立場の違う自分たち（学生）とか、大学の教員とかも、教育ってコアな部分で集まって話し合えるというか、いろいろ過ごせるのはいいというか。本当に会話というか対話というか、話し合っている感があるんです。大学の授業だと、どっちかというと、「こうだ」「ふんふん」で、疑問があったら「そうですか？」という感じだけど、ワークショップは「こうだ」「ああだ」「それだ」「じゃ」で、答えが出ないときもあるし。大学授業は答えでなくてもある程度の方向性みtainなのを示してくれたり、僕たちが示したりして終わりみたいなけど、それではない感じがあるかなと。（I：第2回）

「生の声」が示す「現場感」が様々な人の意見から引き出されるものであり、それが対話につながっていくという。ここでいう「現場感」とは、一人が一方的に学校現場における経験を伝達するのではなく、最初の話題提供者による学校現場における経験をもとにファシリテーターが他の参加者の意見を聞き出し、「ああでもないこうでもない」と各自の意見が交わされる中で参加者が感じ取れるものである。したがって、「現場感」は対話によって感じられるものであり、その対話は、正解がない、もしくは、解答をすぐに得られないから発生することを第2回後にIは評価していた。しかし、第3回のワークショップ後にはIやJをはじめ、教職課程の学生からはそれまでの2回には見られなかったほどの正解にこだわる傾向が見られた。では、第1・2回のワークショップと第3回のワークショップでは何が違っていたのだろうか。

第3回と第1・2回のワークショップの違いは、ファシリテーター2人の到着がJRの事故により約2時間遅れたことである。そのため、その2時間には、参加者間で自己紹介を行い、ファシリテーターへの質問を出し合い、質問が黒板に書き出された。ファシリテーター到着後の1日目は、書き出された質問への回答をファシリテーターが参加者の声を拾いながら行った。しかし、質問が多すぎたために、終盤は時間をかけた対話が必要な質問にも短い回答しかできないことが続き、駆け足で進んだ。第3回のワークショップはこのように時間

的制約の多い学校の授業と重なったために、「正解を求めがち」「正解を意識しがち」な場면을学生に多くもたらしめていたといえそうである。換言すれば、本ワークショップの特徴である参加者同士の対話の時間が少なくなった分、「現場感」が薄れ、学校の授業のような場になったからこそ、教職課程の学生は「正解」を求める心性が強くなったといえよう。

ファシリテーターの到着が遅れた影響は学生以外の参加者も受けているにも関わらず、社会人（教育専門職）の参加者からは、この回のワークショップへの感想における不満コメントの増加は見られなかった。学生がこのような「正解を求めがち」「正解を意識しすぎ」の傾向が第3回のワークショップで強かった理由について、「経験」が大きな鍵となることをI（3年）が指摘していた。

経験によって話し合いの質が変わるといえるのか、変わってくるのかなという気はしますね。それはやっぱり、みんなで作りあげるからこそ、そこに左右されるのかなって。講義だったら一方的といえるのか、そんなところですから、ある程度一人が先導するといえるのか、主導権を握っているわけですから。（I：第3回）

このIの指摘は、学校の「あたりまえ」を現職の教育専門職よりも教職課程の学生のほうが疑わないことにつながることを示唆している。つまり、現場経験によって教育専門職のほうが「あたりまえ」を疑うきっかけがつかみやすく、「あたりまえ」を疑うからこそ、正解がすぐに得られるとは思えないということである。

Iを含めたこれらの回答から、「質問には必ず正解がある」という隠れたカリキュラムを教職課程の学生もSSWメジャーの学生もこれまでの学校生活において学んでいることがわかった。「質問には必ず正解がある」と無意識に思う心性は、1日目にファシリテーターへの質問で始まった第3回のワークショップの展開が第1・2回よりも学校の授業に近かったがために、第3回では学生が正解を求めがちになったといえる。

また、「質問には必ず正解がある」という隠れたカリキュラムは、正解から外れる・間違えることを恐れる心性も形成する。そしてこの恐れを減らすためには「安心して話せる場」が重要である。だが、たとえ安心して話せる場だと認識できても、「間違える」ことには敏感になってしまう。これは、教職課程の学生よりもSSWメジャーの学生のほうが敏感であった。

教職課程の学生では、「現場感」を感じられる「経験」に触れ、取り上げられている問題について「安心して話せる場」で他者を「同志」として捉え、問題解決に向けて考える対話を行えるのなら、「正解」へのこだわりが減り、試行錯誤ができるようになることが伺える。一般的にスクールソーシャルワーカーは4年制大学卒業後にすぐに就ける職ではないことから、「現場感」への捉え方もSSWメジャーの学生と教職課程の学生では異なる。そのため、教職課程の学生が述べていたワークショップ参加者に対する「同志」に類似する表現はSSWメ



ジャーの学生からは聞かれなかった。したがって、教職課程の学生は本ワークショップのなかで SSW メジャーの学生よりも「現場感」の影響を受けるものの、「現場感」により「質問には必ず正解がある」という隠れたカリキュラムをアンラーンしているとまでは言えない。そして、「質問には必ず正解がある」は、「教科指導に偏った教師像」「通級指導教室の生徒への視点」という隠れたカリキュラムよりアンラーンは容易ではない。だが、「現場感」が教職課程の学生の「質問には必ず正解がある」に対するアンラーンを促す大きな役割を果たしているとはいえるだろう。そして、このアンラーンが進めば、試行錯誤への躊躇を減らし、より意味ある対話を展開できることが伺える。

## 5. おわりに

このように、本ワークショップに参加した学生へのインタビュー調査から、教員志望学生が大学教育を含めた学校教育を通して無意識に学んだ3つの隠れたカリキュラムがあることがわかった。それらは、教科指導に偏った教師像、通級指導教室の生徒への視点、そして、質問には必ず正解があるである。前者2つについては、本ワークショップが教員専門職の自主研修であることから、その場の「現場感」や対話を重視するという特徴によって、アンラーンをもたらしていることがわかった。だが、3つ目の「質問には必ず正解がある」という隠れたカリキュラムについては、「現場感」はアンラーンを促しているものの不十分であり、「教科指導に偏った教師像」「通級指導教室の生徒への視点」と比べてアンラーンが難しいことが導き出された。また、「現場感」は伝達によってもたらされるものではなく対話によってもたらされ、そのために一斉授業とは異なる「場の雰囲気」が必要だということもわかった。しかしながら、これら3つの隠れたカリキュラムは他の大学生よりも教員志望学生に顕著に内在しているものであるかはさらなる調査検討が必要であろう。

今後の展望は、本研究ノートを論文として仕上げていくことである。その方法として、まずは国内外のより多くの先行研究を検討したい。そして追加調査においては、教員志望学生だからこそ教職課程で学ぶ時点で無意識に学んでいる隠れたカリキュラムを導き出せるように質問内容を工夫したインタビュー調査を行っていきたい。

## 引用・参考文献

- 浜田知美・森川由美(2024)「学校に関わる多職種対話型ワークショップが職能開発に与える影響—大学生参加が与えた影響を中心に—」『四国学院大学院紀要』2号、pp.1-25。
- 熊平美香(2021)『リフレクション—自分とチームの成長を加速させる内政の技術—』ディスカヴァー・トゥエンティワン。

古市将樹（2022）「教員にとっての隠れたカリキュラム論に関する一考察—日本における隠れたカリキュラム研究の動向を参考に—」『常葉大学教育学部紀要』43号、pp.93-104。

森川由美・浜田知美（2024）「教育専門職の自主研修に参加する教員養成効果—教職志望大学生に焦点を当てて—」『四国学院大学論集』165号、pp.71-94。

Priestley M, Biesta G & Robinson S (2015) *Teacher Agency: An Ecological Approach*. London: Bloomsbury Academic.

---

<sup>1</sup> エイジェンシー（agency）は行為主体性と和訳されるが、教員エイジェンシーは「過去の経験」「現在の状況」「未来のビジョン」という3つの要素に大別される他者や環境との関係を含んだ多層的な要因の相互作用によって生態系のように形成される（ecological）と捉えた Priestley, Biesta & Robinson(2015)の定義を森川・浜田（2024）は採用している。

<sup>2</sup> ワークショップの案内には、「あるべき公教育の姿とは？自分にできることは？など、みんなで対話しながら、このワークショップを通して一緒に学んでいきたい」と書かれている。

<sup>3</sup> 森川・浜田（2024）・浜田・森川（2024）が分析した2023年9月に開催されたワークショップと2024年5月も11月もほとんど同じ時間設定であり、1日目が約5時間、2日目が約6時間であった。

<sup>4</sup> 2024年5月のワークショップに関しては、グループインタビューを教職課程の3年生（4人）には9月4日に実施し、4年生（3人）には9月10日に実施した。SSWメジャーの学生2人（3・4年生各1人）にも9月10日に実施した。2024年9月のワークショップに関しては、グループインタビューを教職課程の2・3年生（4人）には2月18日、4年生（3人）には2月12日、SSWメジャーの学生2人（3・4年生各1人）には2月19日に実施した。

<sup>5</sup> ゲストの中高生は第1回2人、第2回2人、第3回1人であった。

### 執筆者一覧

#### 〔講演〕

ルース・スミス      ヘンデル協会（ロンドン）評議員・理事  
翻訳 赤井勝哉      本学文学部教授

#### 〔論文〕

石井洗二      本学社会福祉学部教授

#### 〔研究ノート〕

森川由美      本学文学部教授

2025 年 1 0 月 6 日発行

発行責任者      会沢 勲  
編集責任者      丹羽 章  
発行所      四国学院大学文化学会

〒765-8505

香川県善通寺市文京町 3 - 2 - 1

電話 (0877) 62-2111(代)